

第53回京都市廃棄物減量等推進審議会

平成26年 3月20日
京都ガーデンパレス 祇園

(次 第)

- I 開 会 10:00
- II 報 告
容器包装の削減に関する新たな枠組みの構築に向けた
中間とりまとめの策定について
- III 議 事
1 ごみ減量の現状と課題
2 今後の検討の進め方
- IV 閉 会 12:00

【資 料】

- 資料1 容器包装の削減に関する新たな枠組みの構築に向けた
中間とりまとめの策定について
(資料1-1: 広報資料, 資料1-2: 中間とりまとめ)
- 資料2 ごみ減量の現状と課題
- 資料3 今後の検討の進め方 (案)
- 参考資料1 第52回京都市廃棄物減量等推進審議会摘録
- 参考資料2 東部山間埋立処分地延命策検討部会委員名簿
- 参考資料3 主なごみ減量施策の変遷
- 参考資料4 「ごみ半減プラン」の進ちょく状況
- 参考資料5 平成25年度の市会におけるごみ減量関係の質疑

京都市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

氏名	役職名
いわや みちこ 岩谷 道子	京都市生活学校連絡会 副会長
うつ かつみ 宇津 克美	京都商店連盟 会長
○ ぐんじま たかし 郡島 孝	同志社大学経済学部 教授
さいでら とくじ 才寺 篤司	京都商工会議所 産業振興部長
さかい しんいち 酒井 伸一	京都大学環境安全保健機構附属環境科学センター長
さきた ゆうこ 崎田 裕子	ジャーナリスト，環境カウンセラー
さ の たいぞう 佐野 泰三	京都市小売商総連合会 会長
しみず まさや 清水 雅也	日本チェーンストア協会関西支部 参与
しらかた まさひこ 白潟 昌彦	公益社団法人京都工業会 環境委員会 副委員長
しんかわ こういち 新川 耕市	京都環境事業協同組合 理事長
たかだ つやこ 高田 艶子	特定非営利活動法人コンシューマーズ京都（京都消団連） 副理事長
◎ たかつき ひろし 高月 紘	京都大学名誉教授
にしむら ひみはる 西村 文治	京都市環境政策局長
はらだ ちえこ 原田 千栄子	市民公募委員
ふじた ひさこ 藤田 比沙子	京都市地域女性連合会 常任委員
まつざき みきや 松崎 幹弥	京都百貨店協会 事務局長（榎丸松坂屋百貨店 業務推進部総務担当マネージャー）
もりた ちずこ 森田 知都子	ふろしき研究会 代表
やまうち ひろし 山内 寛	京都市ごみ減量推進会議 副会長
やまかわ はじめ 山川 肇	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 准教授
やまざき ようこ 山崎 陽子	左京保健協議会連合会 副会長

（敬称略，五十音順）

◎：会長

○：会長職務代理者

(広 報 資 料)



平成 26 年 3 月 20 日
環 境 政 策 局
〔担当 循環型社会推進部循環企画課〕
〔TEL 213 - 4930〕

「容器包装の削減に関する新たな枠組みの構築に向けた中間とりまとめ」の策定について
～「そもそもごみを出さない」ビジネススタイルとライフスタイルへの転換を目指して～

レジ袋やトレイ、ペットボトルなどの容器包装は、買い物を通じて市民が毎日目にする存在であり、過剰な使用実態となっているとともに、その多くが一度使うだけで廃棄されるため、「大量生産、大量消費、大量廃棄」の象徴となっています。

京都市では、今年度、「ピーク時からのごみ半減」の実現に向けた新たな施策として、こうした容器包装を削減する対策を、市民、事業者、学識経験者等で構成される「京都市廃棄物減量等推進審議会」（以下「審議会」という。）において御議論いただきながら、検討してきました。

この度、現時点での基本的な考え方をとりまとめた「容器包装の削減に関する新たな枠組みの構築に向けた中間とりまとめ」（以下「中間とりまとめ」という。）を策定しましたので、お知らせします。

1 中間とりまとめの位置付け

容器包装の削減に関し、条例を中心とする新たな枠組みの構築に向け、特に課題となっている「発生抑制（そもそもごみを出さない）」の推進に重点を置き、これまで検討してきた内容をとりまとめ、現時点での基本的な考え方を示すものである。

2 新たな枠組みの基本的な考え方

容器包装をターゲットに、ごみの発生抑制を推進し、「そもそもごみを出さない」ビジネススタイル及びライフスタイルへの抜本的な転換を図るため、容器包装との関わりが大きい「買い物」と「イベント」を対象に、条例を中心とする新たな枠組みを構築し、市民、事業者、京都市の共汗により「容器包装の少ないお買い物」と「容器包装ごみの少ないイベント」を推進することとし、条例に位置付ける施策として、以下の項目を例示している。

【条例に位置付ける施策例】（下線は義務化項目）

- (1) 買い物とイベントに関わる主体に求める取組の基準（ガイドライン）の策定
- (2) ガイドラインに掲げる取組の努力義務及びそのうち特に重要な取組の義務化

【特に重要な取組例】

ア 小売業者

- ① レジ袋の削減を推進する取組
 - ・ レジ袋有料化やポイント還元などのレジ袋削減効力の特に高い取組の選択実施
 - ・ 買い物客にレジ袋使用辞退を促す声掛け
- ② 小売店での「容器包装の少ないお買い物」を促すPR
- ③ カフェ等におけるマイボトル持参者への飲料のみの提供

イ イベント主催者

- ① イベントにおける資源ごみの分別

- (3) 特定の小売業者の取組実施状況及びレジ袋辞退率の報告義務（対象：店舗面積400㎡以上の小売店、市内の延べ店舗面積3,000㎡以上の小売業者）
- (4) 市民の目標の設定（レジ袋等排出枚数、資源ごみ用指定袋使用枚数等）
- (5) 市民、小売業者等の取組状況の調査・公表（市民モニター制度の創設）
- (6) 取組義務違反及び報告義務違反者に対する措置（指導、改善勧告、勧告内容の公表）

3 今後の進め方

これまで、容器包装の削減をターゲットに検討を進めてきたが、近年、ごみ全体の減量が微減にとどまっていることから、今後は、この中間とりまとめの内容を基礎とし、発生抑制から分別・リサイクルに至るごみ減量全般に関する新たな方策の条例化について、次の2つの視点を踏まえ、引き続き検討を進めていく。※ 次ページの【参考】「検討の視点（範囲）」のイメージ図 参照

(1) 発生抑制、再使用、自主的な分別・リサイクルの取組の推進

ごみの「発生抑制・再使用」（2R）、トレイをはじめとする店頭回収等への協力などの自主的な分別・リサイクルについては、まだまだ取組が浸透していない。

【検討例】 食べ残しや手付かず食品（年間約3万トン発生）を徹底して削減する方策

(2) 資源ごみ等の分別意識の向上（分別ルールの徹底）

資源ごみの収集への分別排出について、一定の理解が進んでいるとはいえ、学生等の単身の転入者に比較的多く見られるように、分別を実施していない又は分別の精度が低いといった改善の余地が未だ残されている。

【検討例】 市民、事業者による資源ごみの分別排出のルール順守を徹底する措置

<別添資料> 「容器包装の削減に関する新たな枠組みの構築に向けた中間とりまとめ」

【参 考】「検討の視点（範囲）」のイメージ図

品目例	取組例		
	発生抑制・再使用	リサイクル	
		自主的な分別・リサイクル	市の分別収集
容器包装	買い物の仕方 イベントでのリユース	店頭回収・拠点回収 イベントでの分別	缶・びん・ ペットボトル、 プラスチック製 容器包装 など
生ごみ	買い物の仕方 食事の仕方	生ごみ処理機の利用 地域での堆肥化	
紙ごみ	買い物の仕方 使い方（裏紙利用など）	店頭回収・拠点回収 集団回収	
古着	フリーマーケットや 古着屋の利用	店頭回収・拠点回収	
剪定枝	—	移動式資源拠点回収 地域での堆肥化（落葉）	
電池	使い方 （使い捨て→充電式）	店頭回収・拠点回収	
⋮	⋮	⋮	

容器包装の「中間とりま
とめ」の範囲

（１）発生抑制，再使用，自主
的な分別・リサイクルの取
組の推進

（２）資源ごみ等の分別意識の
向上（分別ルール徹底）

【参 考】審議会での審議経過

平成25年10月25日 第51回審議会で審議

平成26年 2月14日 第52回審議会で審議

**容器包装の削減に関する新たな枠組みの構築に向けた
中間とりまとめ**

平成26年3月

京 都 市

目 次

1	はじめに	1
2	現状と課題	2
3	新たな枠組みの基本的な考え方	3
4	おわりに	6

参考資料

1	レジ袋及びペットボトルの収集量・数の推移	7
2	祇園祭におけるごみの量・分別の状況	8
3	容器包装の削減に関する法制度及び先進的枠組み	8
4	新たな枠組みに関する各種資料	10
5	京都市廃棄物減量等推進審議会でのいただいた意見の概要	11

※「容器包装」の定義と品目例

容器包装リサイクル法において、「容器包装」とは、「商品の容器及び包装（商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む。）であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるもの」と定義されている。

■スチール製容器

コーヒー缶、
缶詰の缶等



■アルミ製容器

ビールの缶、
炭酸飲料
の缶等



■ガラス製容器

ワインのびん、
ドレッシング
のびん等



■ペットボトル

炭酸水のボト
ル、しょうゆ
のボトル等



■プラスチック製容器包装

レジ袋、トレイ、パック、
シャンプー等のボトル、
コンビニ弁当の容器等



■紙製容器包装

包装紙、箱型の紙
パック、商
品の台紙等



■段ボール製容器

商品の入っていた
段ボール箱
等



■飲料用紙製容器

牛乳パック（1リットル、
500ミリリットル）、
牛乳パックと同じ
形状の清涼水の容器



1 はじめに

容器包装は、買い物を通じて市民が毎日目にする存在であり、過剰な使用実態と なっているとともに、その多くが一度使うだけで廃棄されるため、「大量生産、大 量消費、大量廃棄」の象徴となっている。

本市では、平成19年1月から、容器包装の代表的な存在であるレジ袋について、 その使用を抑制し、マイバッグ等の持参の推進を目的とした協定を、事業者、市民 団体、京都市レジ袋有料化推進懇談会と結び、取組の普及・拡大を支援している。 こうした自主協定を本市が全国で初めて締結して以来、多くの自治体で同じ方式に よる協定が締結されることとなり、「京都方式」として全国に波及している。

同じく平成18年度に導入した家庭ごみ有料指定袋制と、この協定の取組が相ま った、レジ袋をはじめとする容器包装ごみの量は、一定の減量効果をみたものの、 依然として、家庭ごみのうち重量で約2割、容積に至っては約6割という相当な割 合を占めている。

こうしたことから、本市では、平成22年3月に策定した「みんなで目指そう！ ごみ半減！循環のまち・京都プランー京都市循環型社会推進基本計画（2009ー 2020）」において、容器包装の削減を重点戦略に位置付けて様々な取組を推進し、 さらに、平成24年3月に策定した「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画では、 条例の制定を施策として位置付け、これまで検討を進めてきたところである。

この中間とりまとめは、容器包装の削減に関し、条例を中心とする新たな枠組み の構築に向け、特に課題となっている「発生抑制（そもそもごみを出さない）」の推 進に重点を置き、これまで検討してきた内容をとりまとめ、現時点での基本的な考 え方を示すものである。

2 現状と課題

- 容器包装リサイクル法に基づき、製造事業者による容器包装の軽量化や、小売業者によるレジ袋の削減などの容器包装の使用抑制の取組は相当進んできており、本市のごみ中の容器包装の「重量」は少しずつ減少傾向にあるが、「数」は必ずしも減少しておらず、市民による容器包装削減の行動に大きな変化は見られない。
- また、小売業者の取組について、容器包装リサイクル法に基づく報告義務が課せられている規模の大きい事業者に比べ、規模の小さい事業者の取組はあまり進んでいない傾向が見られるので、本市独自の対策がより必要であるといえる。
- さらに、「観光のまち」、「学生のまち」であり、住民自治の伝統が息づく本市では、祇園祭などの伝統行事から観光行事、学園祭、地藏盆や地域のお祭まで、年間1万件を超えるイベントが催され、多くの使い捨ての容器包装が使用、廃棄されていることに加え、適正に分別されていないものも相当ある。
- 「みんなで目指そう！ごみ半減！循環のまち・京都プランー京都市循環型社会推進基本計画（2009ー2020）」に掲げる「ピーク時からのごみ半減」の目標を達成するためには、課題の一つとして取り組み始めた「雑がみ」の分別などのリサイクルの取組強化のみならず、こうした現代社会のごみの象徴とも言える容器包装などをターゲットに、ごみの発生抑制を推進し、そもそもごみを出さないビジネススタイル及びライフスタイルへの抜本的な転換を図ることが必要である。

3 新たな枠組みの基本的な考え方

「大量生産、大量消費、大量廃棄」の象徴となっているレジ袋やトレイ、ペットボトルなどの容器包装をターゲットに、ごみの発生抑制を推進し、そもそもごみを出さないビジネススタイル及びライフスタイルへの抜本的な転換を図るため、容器包装との関わりが大きい「買い物」と「イベント※」を対象に、条例を中心とする新たな枠組みを構築し、市民、事業者、京都市の共汗により「容器包装の少ないお買い物」と「容器包装ごみの少ないイベント」を推進する。

※ 「イベント」の定義：不特定多数の参加者を対象として開催する式典、会議、催し、行事等

(1) 条例に位置付ける施策

ア 買い物とイベントに関わる主体に求める取組の基準（ガイドライン）の策定

小売業者*とイベント主催者の取組を底上げし、イベントに参加する方々を含め、広く市民の取組意識を向上させるための基準となるガイドラインを本市が策定することとし、以下のような取組を盛り込む。

※ 小売業者：小売店を営む事業者だけでなく、小売業を行う飲食業者や宿泊業者等（例：ハンバーガー店やカフェにおけるテイクアウト販売、ホテルの売店での販売）も含む。

カテゴリー	取組				
	番号	市民・イベント参加者	番号	小売業者・イベント主催者	
買い物	全般	①	容器包装の少ないお買い物の率先実行	①	容器包装の少ないお買い物を消費者に促進する店舗でのPR（≒本条例のPR）
		②	飲料量り売りの利用	②	飲料量り売り
	③	食料品量り売りの利用	③	食料品量り売り	
	④	容器包装の少ない商品の選択・購入	④	容器包装の少ない商品のPR → 具体例 p9参照	
	⑤	裸売り青果の選択・購入	⑤	省容器包装販売（袋売り→裸売り）	
	リデュース	⑥	ノントレイ食品の選択・購入	⑥	簡易包装販売（トレイ→袋売り等）
		⑦	簡易包装贈答品の選択・購入	⑦	簡易包装販売（贈答品）
		⑧	ブックカバーの使用辞退	⑧	ブックカバー削減の取組
		⑨	ロール袋の使用抑制	⑨	ロール袋の使用抑制（PR、寄付金等）
		⑩	レジ袋の使用辞退	⑩	レジ袋の使用辞退を促す声掛け
				⑪	レジ袋削減の取組（ポイント制、お断りカード等）
	⑫	レジ袋有料化	⑫	レジ袋有料化	
	リユース	⑪	マイボトルの持参	⑬	カフェ等でのマイボトルの使用促進
		⑫	リユース容器の使用	⑭	宅配・通販におけるリユース容器使用
⑬		リユースびん飲料の購入・返却	⑮	リユースびんによる飲料の販売・回収	
⑭		容器包装の店頭回収の利用	⑯	店舗での拠点回収・精算後分別回収	
小売業者自ら使用する容器包装の削減の取組				⑰	商品運搬におけるリユース容器使用
				⑱	事業所で発生する容器包装ごみの分別排出
イベント	⑮	リユース食器の利用、マイ箸等の持参	⑲	リユース食器の使用	
	⑯	資源ごみ(缶・ペットボトル等)の分別排出	⑳	資源ごみ(缶・ペットボトル等)の分別の実施	

イ ガイドラインに掲げる取組の努力義務及び特に重要な取組の義務化

- ・ 市民、小売業者、イベント参加者・主催者は、ガイドラインに掲げる取組の実施に努めることとする。
- ・ さらに、ガイドラインに掲げる取組のうち、特に重要と考えられる以下の取組について、義務化を検討する。

【特に重要と考えられる取組例】

(ア) 小売業者

- ① レジ袋の削減を推進する取組
 - ・ 買い物客へのレジ袋の使用辞退を促すレジでの声掛けの実施
 - ・ レジ袋有料化やポイント還元など^{*}、レジ袋の削減に特に効力の高い取組を小売業者が選択して実施 ^{*}「など」の対象は今後検討

→ ただし、レジ袋の使用量が特に多い「食品スーパー」については、選択実施の義務化により、有料化を行う店舗が、ポイント還元実施店舗と比較されて不利益を被る可能性が考えられることから、公平性の確保とレジ袋削減効果の両方の視点での検討が必要である。
- ② 容器包装の少ないお買い物を消費者に促進する店舗でのPR（買い物客への本条例の趣旨のPR）
- ③ カフェ等における、マイボトル持参者への飲料のみの提供

(イ) イベント主催者

- ① イベントにおける資源ごみ^{*}の分別の実施 ^{*}対象品目は今後検討

ウ 特定の小売業者の市への報告義務

小売業者のうち、店舗面積が400㎡以上の店舗^{*1}及び市内のチェーン店の延べ店舗面積が3,000㎡以上の事業者^{*2}に、ガイドラインに掲げる取組の実施計画及び実施状況の報告、レジ袋辞退率の実績の市への報告を義務付け、報告内容を市が公表

^{*}1 本市では、大規模小売店舗立地法(店舗面積1,000㎡以上の小売店への規制)に加え、中規模小売店舗設置指導要綱を設け、店舗面積が400㎡以上の店舗に、設置時の届出等を求めている。

^{*}2 また、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例において、市内のチェーン店の延床面積が3,000㎡以上の食品関連事業者に廃棄物の排出量等の報告を求めている。

エ 市民の目標の設定

レジ袋の排出枚数、資源ごみ有料指定袋使用数等の努力目標値を、ガイドラインにおいて設定

オ 市民、小売業者等の取組状況の調査・公表

小売業者の取組状況を調査するための市民モニター制度の創設をはじめ、ガイドラインに基づく取組状況を市が調査し、公表

カ 義務違反に対する措置

取組義務又は報告義務に違反する者に対する指導、改善勧告及び勧告内容の公表を規定

(2) 市民、事業者等への支援

- 市民への情報提供を充実させるとともに、小売業者のトップランナー[※]の表彰等の実施を検討する。[※] トップランナー：その分野の第一線で活躍している者
- 小売業者に協力を求め、「減装（へらそう）商品[※]」などの店舗での市民への新たな視点でPR（啓発）も広げていく。 [※] 参考資料9ページ参照
- 土産物の包装の削減をバックアップする取組も検討する。

4 おわりに

これまで、容器包装の削減をターゲットに検討を進めてきたが、近年、ごみ全体の減量が微減にとどまっていることから、本市が目指すピーク時からのごみ半減を実現するためには、容器包装の削減に加え、ごみ減量全般に検討範囲を広げることが望ましい。

そうすることにより、例えば、生ごみの削減に貢献する食べ切りサイズでの小分け販売によって、逆に容器包装の使用量が増加するといったように、両立が難しい関係にあるごみの減量の取組を、バランスよく推進していく視点での考察も可能となる。

検討に当たっては、課題を次の2つに大きく分けることができると考えられる。

ア 発生抑制、再使用、自主的な分別・リサイクルの取組の推進

市の分別収集への分別排出については一定の理解が進んでいると考えられるが、ごみの「発生抑制・再使用」(2R)、トレイをはじめとする店頭回収等への協力などの自主的な分別・リサイクルについては、まだまだ取組が浸透していない。

イ 資源ごみ等の分別意識の向上(分別ルールの徹底)

容器包装を主とする資源ごみの収集への分別排出について、一定の理解が進んでいるとはいえ、学生等の単身の転入者に比較的多く見られるように、分別を実施していない又は分別の精度が低いといった改善の余地が未だ残されている。

こうしたことから、この中間とりまとめの内容を基礎とし、発生抑制から分別・リサイクルに至るごみ減量全般に関する新たな方策の条例化について、上記のア、イの2つの視点を踏まえ、引き続き検討を進めていくこととする。

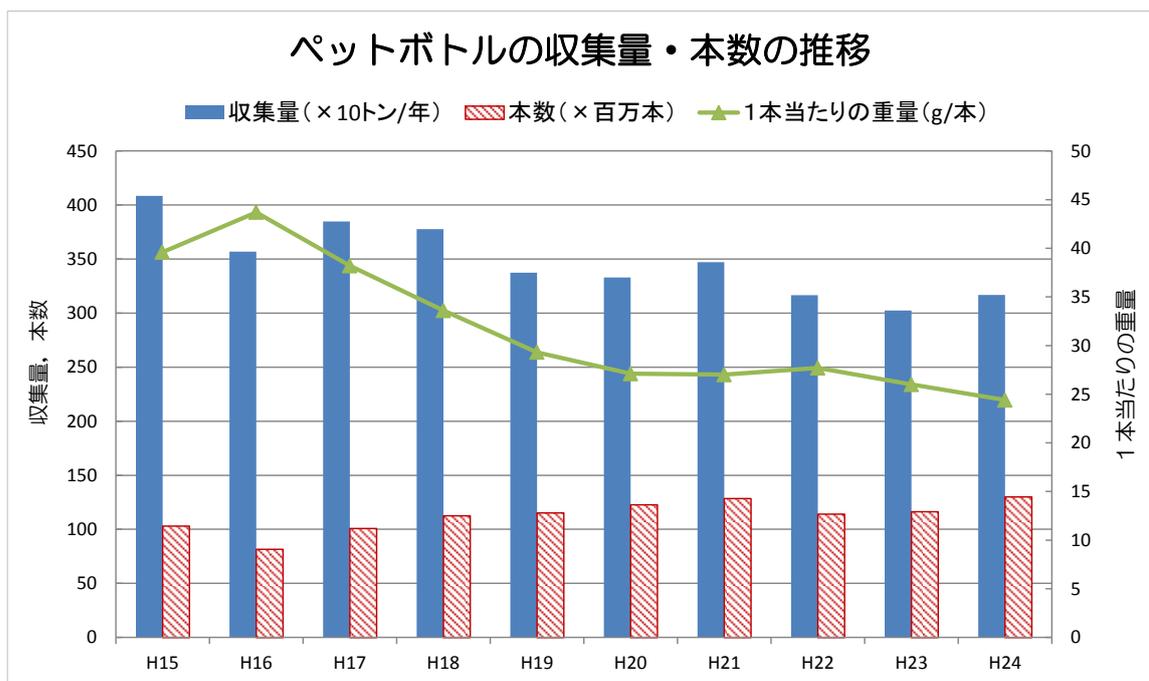
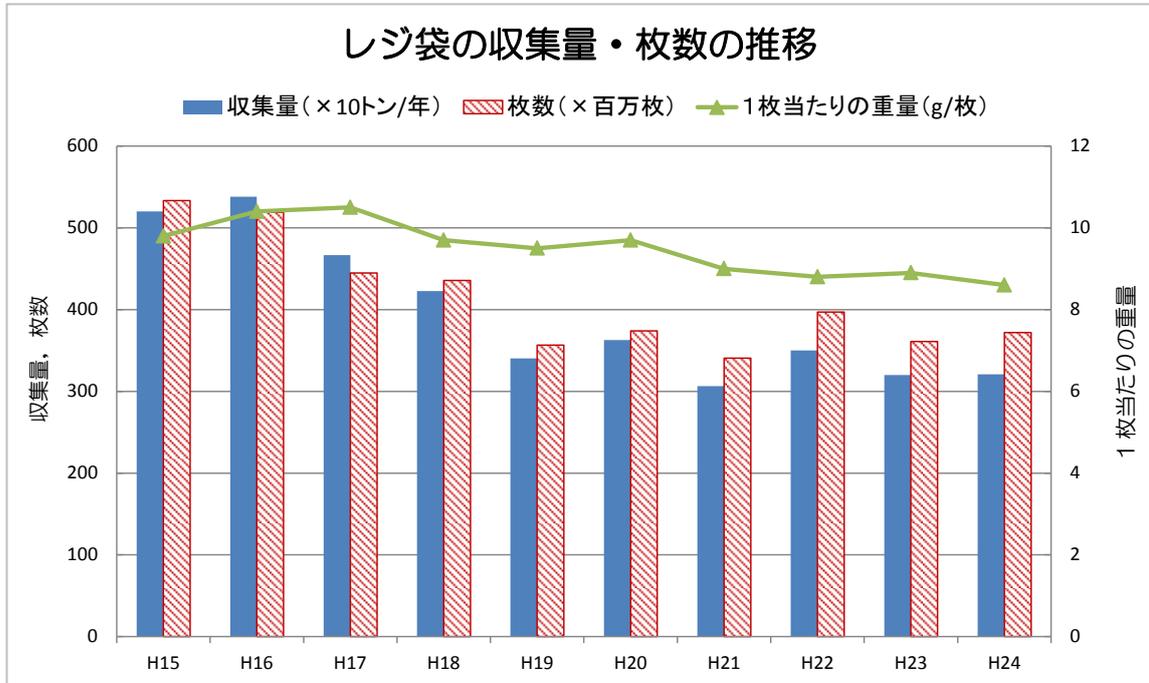
検討の視点(範囲)のイメージ図

品目例	取組例			
	発生抑制・再使用	リサイクル		適正処理 市の分別収集
		自主的な分別・リサイクル		
容器包装	買い物の仕方 イベントでのリユース	店頭回収・拠点回収 イベントでの分別	缶・びん・ ペットボトル、 プラスチック製 容器包装 など	
生ごみ	買い物の仕方 食事の仕方	生ごみ処理機の利用 地域での堆肥化		
紙ごみ	買い物の仕方 使い方(裏紙利用など)	店頭回収・拠点回収 集団回収		
古着	フリーマーケットや 古着屋の利用	店頭回収・拠点回収		
剪定枝	—	移動式資源拠点回収 地域での堆肥化(落葉)		
電池	使い方 (使い捨て→充電式)	店頭回収・拠点回収		
⋮	⋮	⋮		

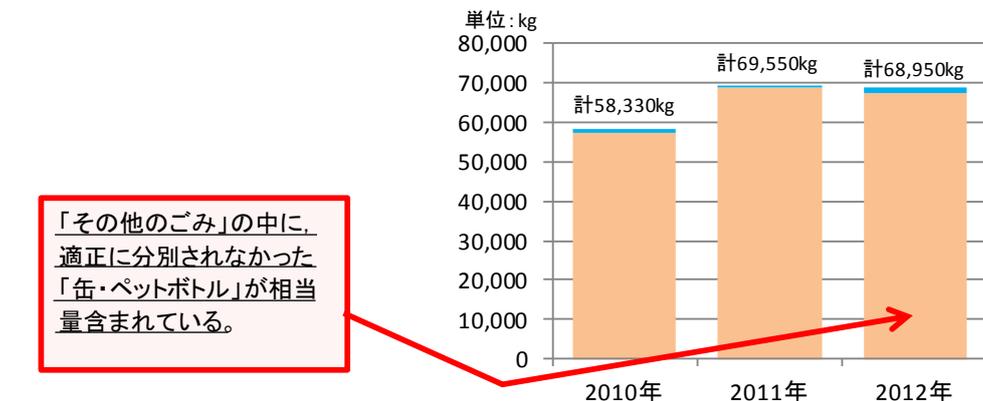
容器包装の「中間とりまとめ」の範囲

参考資料

1 レジ袋及びペットボトルの収集量・数の推移



2 祇園祭におけるごみの量・分別の状況



資源ごみ(缶・ペットボトル) ※分別対象外の「異物」も含む。	930	870	1,560
その他のごみ	57,400	68,680	67,390

※会場には、「①缶」、「②ペットボトル」、「③その他」の三種類のごみ箱を設置し、分別を実施した。

※2012年は、前年に比べて約200店舗減少した。

データ提供：(株)山本清掃、びっくり！エコ実行委員会

3 容器包装の削減に関する法制度及び先進的枠組み

(1) 容器包装リサイクル法

- 容器包装リサイクル法に基づき、市町村が分別収集した容器包装をリサイクルする費用は、製造・販売事業者が各々の使用量に応じて負担している。そのことにより、製造・販売事業者には、容器包装の使用量を削減するインセンティブが働いている。
- また、平成18年の同法の改正により、小売事業者に係る容器包装排出抑制促進措置が創設され、レジ袋の削減を中心とする小売事業者の排出抑制の取組の基準が示されるとともに、全国合計で年間50トン以上の容器包装を使用する小売事業者に、容器包装の使用量や基準に基づく取組状況等の報告が義務付けられ、一定の排出削減が進んでいるところである。

(2) 自治体における容器包装削減に係る先進的な枠組み

ア レジ袋の削減

① レジ袋有料化等の協定

京都市では、平成19年1月から、レジ袋の使用を抑制し、マイバッグ等の持参を推進することを目的とした「マイバッグ等の持参促進及びレジ袋の削減等に関する協定」を事業者、市民団体、京都市レジ袋有料化推進懇談会と結び、普及・拡大に関する支援を行っている。

事業者、市民団体、自治体の連携によりレジ袋削減等に取り組む自主協定を京都市が全国で初めて締結して以来、多くの自治体で同方式によるレジ袋削減協定が締結されることとなり、「京都方式」として全国に波及している。

富山県では、平成19年6月に、事業者、消費者及び行政が連携協力し、レジ袋の削減を推進することを目的とした富山県レジ袋削減推進会議が設立され、平成20年4月から全国で初めて県内全域の主要スーパーマーケット、クリーニング店でレジ袋の有料化が実施された。

② レジ袋削減条例

レジ袋の削減を事業者を求める条例を杉並区、川口市などが制定している。杉並区の条例では、年間20万枚以上のレジ袋を使用する事業所（食料品販売を行う事業所）を有する事業者には、レジ袋削減目標を設定し、レジ袋削減の取組実施状況やマイバッグ持参率等の報告義務を課し、報告された内容を区がホームページで公表している。

イ 青果販売におけるトレイの使用削減

名古屋市では、店舗面積500㎡以上の事業者には、青果販売へのトレイ使用の指針を示し、市民モニターによる調査を毎年行い、市内のトレイ使用率（平均）をホームページで公表している。

ウ 容器包装（全般）の削減

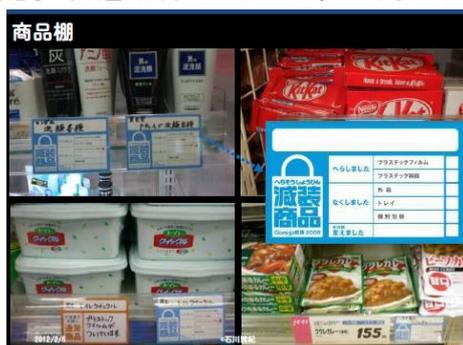
- ・ 首都圏の9つの自治体（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）で構成する「九都県市」では、容器包装を製造・利用する事業者が行う容器包装の減量化等の自主的な取組を支援するために、「九都県市容器包装ダイエツト宣言」を実施している。
- ・ 具体的には、容器包装の削減に取り組んでいる企業の活動情報を募集し、ホームページ等により広く消費者に伝えるとともに、キャンペーン等で容器包装発生抑制に配慮した商品（以下「ダイエツト製品」という）のPRを行い、環境に配慮した製品の購入を消費者に促すなど、ダイエツト製品の製造、販売に取り組む企業を支援する活動を行っている。

エ イベントのエコ化

本市では、エコイベント実施要綱を制定し、要綱に基づき、エコイベントの認定を行うとともに、認定イベントに対するリユース食器の導入助成も行っている。

(3) 市民団体による取組（容器包装の少ない商品のPR 減装（へらそう）商品）

NPOごみじゃぱんでは、小売店で販売されている商品について、中身あたりの容器包装が少ない商品を「減装（へらそう）商品」として認定し、推奨POP*等によりPRすることにより、市民による容器包装の少ない商品の購入を促す取組を行っている。*商店などに用いられる販売促進のための広告媒体



商品棚でのPOPの掲示



特設コーナーでの商品の展示比較

(出典) 神戸大学大学院 石川雅紀教授 講演資料 (NPO ごみじゃぱんの取組)

4 新たな枠組みに関する各種資料

(1) 小売店の店舗面積

店舗面積 400 m²を超える中規模小売店舗(約460店舗, 約210業者)及び市内延床面積が 3,000 m²を超えるチェーン店(コンビニ5業者, スーパー7業者)を対象とし, 市内の総小売店舗面積のカバー率は, 約80%となる。

表 市内小売店の総店舗面積に占める市民モニター対象店舗面積のカバー率

	大規模小売店 (1,000m ² ~)			中規模小売店 (400~1,000m ²)		チェーン店			合計
	うちスーパー	うち百貨店		うちスーパー		うちスーパー	うちコンビニ		
面積 (m ²)	903,212	351,162	180,685	202,177	49,754	135,218	52,156	83,062	1,240,607
店舗数	161	57	6	301	69	582	74	508	1,044
面積カバー率	59%	23%	12%	13%	3%	9%	3%	5%	81%

※ 市内の総小売店舗面積: 1,522,230m² (平成19年度商業統計より)

なお, 全国で1年間にごみに出されるレジ袋は300億枚と推定される[※]。一方, 容器包装リサイクル法の排出抑制促進措置により, 年間50トン以上の容器包装を使用する小売業者から国に報告されているレジ袋の量は約71,000トンであり, これを枚数に換算すると, 91億枚となる(本市のごみ組成調査で把握しているレジ袋1枚当たりの乾き重量7.8gから推定)。

よって, レジ袋だけでいうと, 容器包装リサイクル法の排出抑制促進措置の報告対象業者のカバー率は, 約30%と推定される。

※(出典) 環境省 容器包装リサイクル法のホームページ

(2) 容器包装の排出数・量(飲料ペットボトル, レジ袋, トレイ)

■ 1人1年(1箇月)当たり排出数の例(23年度実績⇒半減プラン32年度)

飲料ペットボトル	86本(7本)	⇒	56本(5本)
レジ袋	251枚(21枚)	⇒	147枚(12枚)
トレイ	158個(13個)	⇒	83個(7個)

■ 品目別の減量効果の試算(例)

アンケートで把握した個々の取組の行動率が, 一律10%ずつ向上した場合の効果

	20年度		23年度		10%UP	減量後		半減プランバックデータ	
	排出量	行動率	排出量	行動率		行動率	排出量	27年度	32年度
飲料ペットボトル	3,317	34%	3,025	34%	⇒	44%	2,567	2,799	1,970
レジ袋	3,788	37%	3,323	37%	⇒	47%	2,796	3,073	1,951
トレイ	1,100	47%	1,161	47%	⇒	57%	942	915	610

(注) 排出量(単位: トン) = 本市の家庭ごみ(燃やすごみ+資源ごみ)の収集量に占める当該品目の量

5 京都市廃棄物減量等推進審議会でのいただいた意見の概要

(1) 容器包装に関する市民意識の変革と小売店における取組に関する意見

ア 枠組みについて

- ・ 消費者（市民）のライフスタイルを変えていくために、小売業者による協力への理解を求めていかなければならない。そのためには、しっかり取り組む企業は褒めて、そうでない企業には工夫や改善を求めるボトムアップの仕組みが必要である。
- ・ 今回のスキームについて異論はない。
- ・ 大きい規模の店舗を有する小売業者は、ガイドラインに示されている取組で関係するものはほとんど実施している。小さい規模の小売店の取組が遅れている傾向があるので、そこに網を掛ける必要がある。
- ・ 報告義務について、大きい規模の店舗を有する小売業者は、容器包装リサイクル法に基づき報告を実施しているので、すぐに対応できる。報告義務の対象の例示で約80%は網羅されているとのことであるが、残りの20%も押えるのが一つのポイントであり、また、面積だけでなく、店舗数によるカバー率も念頭に置くべきである。
- ・ 小売店の取組義務や報告義務について、中小企業の意見を聞いておかなければ、困るところもあると思う。

イ 容器包装全般

- ・ 量り売りは食品の安全面などからも難しいと思う。
- ・ 食べ切りサイズでの小分け販売による生ごみの削減と、容器包装の削減は、二律背反の関係にあり、難しいところである。
- ・ 容器包装には中身の保護などの機能があり、消費者もその利便性を求めている。そのため、軽くて、割れにくく、容器として素晴らしい機能を有するペットボトルは数量的に減らない。ペットボトルの代わりに量り売りを利用しなければならなくなると、消費者はとても不便で面倒に感じると思うので、消費者の利便性を考えながら、これくらいなら努力してもいいと思われるものを提案し、合理的にわかりやすく伝えていけば、まだまだ分別・減量も進むと思う。
- ・ レジ袋はそれぞれの業者がそれなりの意識と努力をもってすすめておられると思うが、ペットボトルとトレイに関しては、本当に進んでいるのかどうかと思う。その中で業者の方がまだまだ努力をされているといっても、市民にはあまり手ごたえはないのではないかと思う。ようきに減らそうキャンペーンのように、小売店と市民が一緒に考えながら、取組を進めることは重要であると思う。ここで実施した取組が、現実に大手のスーパーでやられているかということ、そうでもないと思う。
- ・ どこのスーパーでも見た目の良いトレイで商品を買っているが、それをどうにかなくせないかと思う。卸売りや小売りが考えてほしいと思う。
- ・ 豆腐は豆腐屋で買っているが、いつも容器に入れてから、ビニール袋に入れてもらっている。今後はタッパーを持っていかなければならないと感じている。

ウ レジ袋関係

- レジ袋は便利で貴重であるが、ごみとなるので、根本から考えなければならない。
- 小売業者の中でもコンビニエンスストアはほとんどごみ減量の意識はないと思う。京都は学生、観光のまちということで、コンビニエンスストアの存在は大きいと思うので、そこを京都スタイルということでレジ袋を出さないような取組をぜひやっていただきたいと思う。
- スーパーにレジ袋を出さないようお願いに行ったことがあるが、断られたところがたくさんあった。その理由は、消費者はレジ袋がもらえることを前提で買い物に来られるからとのことであった。
- レジ袋の排出枚数については、必ずしも減少しておらず、これをさらに減らす努力をしていかないといけないと思う。もっと小さいスーパーにも、レジ袋を有料化していくよう働きかけていくことは必要であると思う。
- 創造性を刺激するためにも、マイバッグ・コンテストのようなキャンペーンも有効な手段ではないかと思う。
- レジ袋削減の数値目標というのも掲げていただきたい。

エ 市民意識

- 小売店の立場からは、市民意識の底上げをぜひとも推進していただけるとありがたい。小売業者と市民が協力してやっていく意識がないと、なかなか定着しないというのが現実であるので、ぜひお願いしたい。
- レジ袋だけでなく、そこから対象をさらに広げて削減を推進していくためには、市民の消費生活まで変えていく必要があると思う。そのためには、NPO ごみじゃぱんのような取組も必要になってくると思う。大々的なキャンペーンを実施した方が市民にもよく伝わると思う。
- 事業者は頑張っておられるので、次は市民が変わらなければならないと思うが、少しやわらかい感じで、意識をもっていただきたい方に適切な情報を上手に渡しながら、全体的な底上げをしたほうがよい。
- 消費者としては、環境にやさしい物を買うことによるメリットがはっきりわからないと、そちらの方には手が出ない。例えば、袋売りとトレイ売りのどちらを買うかとなると、トレイの方がおいしそうに見えるので、トレイの方を選ぶと思う。消費者の手が出ないものであれば、店側もそれを売ろうというのは大変であると思うので、小売業者の義務だけでなく、消費者の教育も連動してやるのが大切であると思う。

(2) イベントでの取組に関する意見

- イベントごみの容器包装の削減について、祇園祭等だけではなく、区の運動会や文化祭において、分別やマイボトルの持参を呼びかける等の取組も有効である。

(3) 製造、梱包事業者の取組に関する意見

- ・ 製造、梱包事業者の視点からすると、小売業者に重量を削減した容器を使用してもらえるような施策に踏み込んでいただくと、新たなビジネスチャンスとして取り組んでくれるかもしれない。

(4) 観光に関連する取組についての意見

- ・ 京都は観光都市であり、例えば土産物屋の紙袋のような過剰包装を控え、今までは包装することがおもてなしとなっていたが、包まないことを京都流のおもてなしとするようなスタイルができれば、もっとごみは減ると思う。
- ・ 京都は観光都市であり、色々なところにごみ箱があるが、その中には、例えば駅などであるが、分別の区分が日本語表記しかされておらず、海外から来た方には分からないものがある。せめて英語表記を付けるくらいの工夫はしていただきたい。さらにいえば、ニューヨークで浸透しているマークの貼付も効果的であり、検討材料の一つである。

(5) ごみ減量・分別の全般に関わる意見

- ・ 資源ごみの分別ができない方が非常に多く、まだまだ資源としての意識が市民の間に浸透していないと感じるため、京都市だけではなく、市民、事業者、行政が一体となり、ごみではなく資源という意識を市民に浸透させていくことがポイントではないかと思う。
- ・ 資源ごみの表記から「ごみ」を取るべきではないかという声があがっている都市がある。そうすることで、市民の資源ごみへの意識が大分変わると思う。
- ・ ごみを減らす取組を地域で進めているが、ごみを減らすことの意識は、若い方と高齢の方との間でずれがある。
- ・ 京都は学生が多く、転入出も多いと思うが、新しく転入された方に対してもう少し啓発が必要ではないかと思う。
- ・ 分別の方法は、主婦よりも小学生の方がよく知っているということを耳にしたことがある。
- ・ 容器包装の削減のための取組として、条例化を頭におきながら、買い物やイベントでの取組、報告の義務化や目標設定といったことをやっていこうという方向には賛成であるが、条例化までしてやることであるか疑問。条例という意識でやるのであれば、2R 条例という形での検討を希望。容器包装だけの条例化には、あまり賛成しない。
- ・ 注意すべきはリバウンドであり、有料化と同じように、対策を打った後のリバウンドが少なくなるよう、施策を考えていただきたい。

(6) その他の意見

- ・ 容器包装リサイクル法の審議の方向性を注視する必要がある。

今後の検討の進め方（案）

時 期	内 容	
4月下旬	第1回 部 会	現状と課題の掘り下げ 検討課題の洗い出し 論点の整理 ①
5月下旬	第2回 部 会	現状と課題の掘り下げ 検討課題の洗い出し 論点の整理 ②
		個別の論点の検討①（条例化が必要な方策を中心に）
6月中旬	第54回 審議会本会	部会での検討状況について意見聴取
7月上旬	第3回 部 会	個別の論点の検討②（条例化が必要な方策を中心に）
8月上旬	第4回 部 会	個別の論点の検討③（条例化が必要な方策を中心に）
		中間答申素案の検討（条例化が必要な方策の在り方、 その他の方策の検討状況等）
9月上旬	第5回 部 会	中間答申案の検討
9月中旬	第55回 審議会本会	中間答申案の検討
9月下旬	【中間答申】 ※ 中間答申後、条例化が必要な方策について、本市にて条例骨 子案を作成し、パブリックコメントを実施	
10月中旬	第6回 部 会	個別論点の検討④
11月中旬	第7回 部 会	個別論点の検討⑤
		最終答申素案の検討（施策全般の在り方）
12月上旬	第8回 部 会	最終答申案の検討
12月中旬	第56回 審議会本会	最終答申案の検討
12月下旬	【最終答申】 ※ 最終答申後、本市にて「ごみ半減プラン」の取組の見直し案 を作成し、パブリックコメントを実施	

※ 部会の構成員は現在検討中

第52回京都市廃棄物減量等推進審議会

摘録

【日時】平成26年2月14日（金） 午後3時00分～午後5時00分

【場所】京都ガーデンパレス 2階 鞍馬

【出席委員】秋山委員，岩谷委員，宇津委員，才寺委員，佐野委員，白瀧委員，新川委員
高田委員，高月会長，瀬川委員代理（西村委員の代理），原田委員，
藤田委員，森田委員，山内委員，山崎委員

【欠席委員】郡嶋委員，酒井委員，崎田委員，松崎委員，山川委員

I 開会

（高月会長あいさつ）

この審議会の審議内容も、少し付け加えていろいろな議論をしなければならない状況になってきた。今回もまた、皆さんの忌憚のない御意見を賜りたいと思うので、よろしく願います。

（副市長あいさつ）

京都市はCOP3開催の都市であり、環境先進都市という顔を持っている。市民の皆様の環境意識の高さがその根底にあると思うが、我々行政としてやるべきことが二つある。市民の皆さんの環境意識をどのように引き出すか、そしてそれをいかに行動に移していただくかというのが一点。もう一つは、市民の方，事業者の方，行政が一緒になって、ごみを減らす制度をいかに構築していくかということである。京都市のごみ量はピーク時の82万トンから、現在は48万トンと約4割減らすことが出来ているが、これも市民の皆様の御協力と、本日お集まりの委員の皆様のご指導のおかげであると思っている。ごみ量をピーク時から半分にしていこうというのが我々の目標であるが、そのためには、更なる削減努力が必要であり、これまでから御議論いただいている、レジ袋やペットボトルなどの容器包装ごみの削減もさることながら、食品の食べ残しなども減らしていかなければならない。私も食品リサイクル法の見直しの委員をさせていただいているが、思った以上に食べ残しや手つかず食品が捨てられているのが実態である。こういったことも踏まえ、ごみの半減に向けて、皆さんの忌憚のない御意見，御議論を賜りたいと思う。このあと諮問をさせていただくが、皆様の御協力を得て、この審議会を進めていきたいと思うのでよろしく願います。

II 諮問

「今後のごみ減量施策の在り方について」として、次の2点について京都市から審議会に諮問。

（1）「ピーク時からのごみ半減」の実現に向けた新たな施策の在り方

（2）東部山間埋立処分地の延命策の在り方

諮問後，資料1（今後のごみ減量施策の在り方について）に基づき事務局から説明

(高月会長)

今日を迎えるまでに、容器包装に関する御議論は既にやっただけであるが、ごみ半減に向けた取組を加速していくため、容器包装だけでなく他にも色々な要素を加え、条例化を踏まえて検討していきたいというのが一つ目の諮問内容である。二つ目の東部山間埋立処分地の延命策については専門的な内容になるが、埋立処分地に入っている廃棄物のほとんどは焼却灰であり、それをいかに減量化するかということを経営的に検討してもらいたいというのが二つ目の諮問内容である。諮問の内容は御理解いただけたか。

(秋山委員)

住友重機械工業の技術力不足が原因で、契約解除になったとの説明があったが、全国では214施設が既に稼働しているようである。その技術は確立されたものであるにも関わらず、なぜ住友重機械工業は履行できなかったのか。

(事務局)

焼却灰溶融施設は住友重機械工業が一般競争入札で受託した。平成8年から国の施策において、ダイオキシン類削減対策も含めて、溶融技術を推進しており、平成25年7月時点では、全国で214の溶融施設が稼働している。一方で、受託した住友重機械工業は、2例ほど溶融施設の建設実績があり、技術的には問題ないということで受託してもらった。しかし、平成22年5月末に竣工を目指して進めてきたところ、試運転の過程で基準値を超えるダイオキシン類が排水から検出されるという、致命的なトラブルを発生させた。そのトラブルについては、学識経験者にご指導を頂戴しながら解決したが、次の試運転でもまた技術的な問題で運転できず、そういうことが何度か繰り返された。そのため、最終的には住友重機械工業自らが期限を切らせて、一から再度出直すよう命じ、試運転までこぎつけたが、最後の期限を迎える直前の試運転でもまたトラブルを起こした。溶融処理技術そのものが問題であったのではなく、住友重機械工業が技術的に劣っていたということで、契約解除となったというのが経過である。

(秋山委員)

既に稼働しているところもあるということは、そこが採用している技術と今回住友重機械工業が採用した技術は違うものであったということか。

(事務局)

灰溶融にはいろいろな処理方式がある。電気で溶かす方式や、都市ガスで溶かす方式があり、さらにその中で構造の違いもある。住友重機械工業が設計した溶融炉は、ロータリーキルン式という、都市ガスで溶かす方式を採用している。いろいろな方式がある中で、住友重機械工業が採用した方法が達成できなかったということである。

(山内委員)

全国で稼働している214施設のうち、ロータリーキルン式はどこが採用しているのか。

(事務局)

ロータリーキルン式を採用しているのは、住友重機械工業の2箇所のみである。

(山内委員)

新しい技術を試そうということで、住友重機械工業に受託させたのか。

(事務局)

住友重機械工業の技術はかなり以前から確立されていた技術である。

(高月会長)

市としては思い切った措置をとられたと思う。東部山間埋立処分地は、京都市唯一の埋立処分地であり、それをより長く活用できるようにということで、この審議会に諮問されたわけであるが、今の審議会のメンバーで焼却灰溶融も含めた新たな処理方式の議論は難しいと思うので、新たに学識経験者に加わっていただき、事務局から説明のあった部会の中で議論したいと考えている。

(山内委員)

これまで、東部山間埋立処分地の埋立期間は、当初20年とされていたものが50年になり、さらには70年まで延ばすことができるということになったが、その経緯は整理されているのか。その計画を持っておられたら示していただきたい。また、今後延命のためにどのような方式を採用するのがよいと考えているのか。溶融ではなく違う方式を検討されているのか。

(新川委員)

それは京都市に求めるのではなく、部会で検討することではないのか。基本的に埋立処分地の延命策は、新たな施設を考えるか、ごみを減らすかの2つになると思う。住友重機械工業がどうこうというのは、今話すことではない。今はごみ半減の話をするべきである。

(高月会長)

どういう方法が埋立処分地の延命に望ましいかは、これから学識経験者を交えて部会で議論させていただきたいと思っている。ただ、今までの経緯から京都市が東部山間埋立処分地をどういう方向で運用していこうかという、大きな方針はご説明いただけると思う。細かい内容は部会で議論いただきたいと考える。

(事務局)

我々は東部山間埋立処分地を一日でも長く使いたいという思いである。そのためには、まずごみ減量が第一である。そういった中で、ごみ量が右肩上がりに増加していた当時、埋立処分地の延命化に最も効率的な技術として考えられていたのが、焼却灰溶融技術であり、それを導入することとなった。今では、市民の皆様に御協力いただき、ごみ量は平成12年をピークに減少に向かっている。また、今は新しい技術もできており、例えば、資

料1の4ページに記載しているが、焼却灰をリサイクルする技術も新たに開発されつつある。熔融処理技術そのものを否定しているわけではなく、いろんな技術を幅広く御検討いただき、埋立処分地を一日でも長く使えるような技術について、御検討いただきたいと考えている。

(高月会長)

京都市としては、埋立処分地を1日でも長く使いたいということであるが、今後部会を設けて専門的な議論をしていただき、そこでとりまとめるという方向でいきたいと考えている。部会の委員の選任については、どのようにするのがよろしいか。

(事務局)

部会の構成員の選任については「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則」第34条第2項において、「会長が指名する委員」又は「当該特別の事項については専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する者」となっている。ここで「会長が指名する委員」とは、審議会本会の委員から部会構成員を指名することを指している。

(高月会長)

それでは、先ほど御説明いただいた体制で構成員を決めていきたいと思う。延命策の部会の方は専門的内容なので、焼却灰に詳しい先生方を選任させていただき、また審議会の委員からも入っていただき議論していただくということにさせていただく。また、ごみ減量施策等専門部会の部会長は、現在の半減プランを作っていたときに部会長をしていただいた酒井委員にお願いしたいと考えている。延命策部会の部会長は、メンバーを選定してからどなたを部会長にするのか議論して決めていきたいと考えているので、事務局とも議論させていただくということで、御了承いただきたい。

Ⅲ 議事

容器包装の削減に関する新たな枠組みの構築に向けた中間とりまとめ(案)

(事務局)

資料2(容器包装の削減に関する新たな枠組みの構築に向けた中間とりまとめ(案))に基づき説明

(高月会長)

容器包装は商品の保護に必要なものであるが、それを可能な限り減らそうというもので、今までなかったガイドラインが出てきているが、いかがか。

(秋山委員)

前日も申ししたが、私どもの協会に加盟しているような比較的大きい規模の店舗を有する小売業者は、ガイドラインに示されている取組で関係するものはほとんど実施している。

また、報告義務についても、法に基づき実施しているためすぐに対応できる。ただし、中小企業には意見を聞いておかなければ、困るところもあると思う。今回は面積比で対象店舗のカバー率を出しているが、店舗の頭数でも見る必要があると思う。

(才寺委員)

量り売りは食品の安全面などからもなかなか難しいと思う。また、食べ切りサイズでの小分けの販売による生ごみの削減と、容器包装の削減は二律背反の関係にあり、難しいところである。ガイドラインでは小売業者・イベント主催者の視点と、市民・イベント参加者の視点で取組があげられているが、製造、梱包業者の視点からいうと、小売業者に容器の重量を削減したものを使用していただくような施策に踏み込んでいただけると、事業者もまた新たなビジネスチャンスとして取り組んでくれるかもしれない。

(白瀧委員)

容器包装には中身の保護などの機能があり、消費者もその利便性を求めている。そのため、軽くて、割れにくく、容器として素晴らしい機能を有するペットボトルは数量的に減らない。ペットボトルの代わりに量り売りを利用しなければならなくなると、消費者はとても不便で面倒に感じると思うので、消費者の利便性を考えながら、これくらいなら努力してもいいと思われるものを提案し、合理的にわかりやすく伝えていけば、まだまだ分別・減量も進むと思う。

(森田委員)

容器包装は資源であるという意識を市民に持ってもらえれば、大きくごみの減量につながると思う。製造業者の包装材の減量化も努力していただきたいが、京都は観光都市であり、例えば土産屋の紙袋のような過剰包装を控え、今までは包装することがおもてなしとなっていた。しかし、包まないことを京都流のおもてなしとするようなスタイルができれば、もっとごみは減ると思う。資源ごみの表記から「ごみ」を取るべきではないかという声があがっている都市（香川県三豊市）がある。そうすることで、市民の資源ごみへの意識が大分変わると思う。

(高田委員)

資料1の3ページに小売業者の取組が示されているが、小売業者の中でもコンビニエンスストアはほとんどごみ減量の意識はないと思う。京都は学生、観光まちということで、コンビニエンスストアの存在は大きいと思うので、そこを京都スタイルということでレジ袋を出さないような取組をぜひやっていただきたいと思う。小売業者には重要な取組の義務を検討するということが3点記載されているが、消費者としては、環境にやさしい物を買うことによるメリットがはっきりわからないと、そちらの方には手が出ない。例えば、袋売りとトレー売りのどちらを買うかとなると、トレーの方がおいしそうに見えるので、トレーの方を選ぶと思う。消費者の手が出ないものであれば、店側もそれを売ろうというのは大変であると思うので、小売業者の義務だけでなく、消費者の教育も連動してやることが大切であると思う。

(山内委員)

京都は観光都市であり、色々なところにごみ箱があるが、その中には、例えば駅などであるが、分別の区分が日本語表記しかされておらず、海外から来た方には分からないものがある。せめて英語標記を付けるくらいの工夫はしていただきたい。

(森田委員)

言葉も大切であるが、マークも大切である。ニューヨークではマークがまち全体に浸透しており、言語が異なっても、マークで判断・行動できるようになっている。これも検討材料の1つである。

(藤田委員)

昔はスーパーが少なく、小さなお店では量り売りをやっているところもあったが、今はスーパーばかりになっている。スーパーには何でもあり、袋を持って買い物に行かなくても、レジ袋に入れてもらえる。スーパーにレジ袋を出さないようお願いに行ったことがあるが、断られたところはたくさんあった。消費者はレジ袋がもらえることを前提で買い物に来ているのでできないとのことであった。私ども女性会では、ごみを減らす取組を地域で進めているが、ごみを減らすことの意識は、若い方と高齢の方との間でずれがある。

ごみの収集も決まった時間に来てくれればいいが、バラバラである。

どこのスーパーでも見た目の良いトレーで商品売っているが、それをどうにか無くせないかと思う。レジ袋は便利で貴重であるが、ごみとなるので、根本から考えなければならぬ。卸売や小売が考えて欲しいと思う。

(山崎委員)

地域のイベントでエコまちステーションの方に分別について教えてもらったことがあるが、分別の方法については、主婦よりも小学生の方がよく知っているということがあった。また、お土産は多くの袋で包装されており、これは非常に無駄であるとも思う。私は豆腐を豆腐屋で買っているが、いつも容器に入れてから、ビニール袋に入れてもらっている。今後はタッパーを持っていかなければならないと感じている。これからいろんな場面でレジ袋の削減や容器包装の削減は呼びかけていきたいと思うが、今ひとつ、豆腐の例も含めて啓発を実施していきたいと思う。

(高月会長)

前回の審議会で新川委員から意見があったと思うが、これまで指標としている市受入量には、燃やすごみと資源ごみが含まれており、市民が分別をしてもごみ量は減らないという指標になっているようである。事務局からごみ量の指標について補足説明をお願いしたい。

(事務局)

別紙のごみ量の推移の資料に、ごみ減量に向けた取組目標ということで指標を書かせていただいている。ここの市受入量というのが、いわゆるピーク時の82万トンを39万ト

ンまで削減しようと掲げている指標である。この市受入量の中には、一部資源ごみも含まれている。これに対して、市処理処分量というのは、資源ごみを除いた、クリーンセンターで焼却している（埋立処分地に直接埋め立てているごみも含む。）ものだけを抜き出したものとなっている。半減プラン上は2つの指標があるが、資源ごみと言っても減らせる部分は少しでも発生抑制によって減らさなければならないという考え方もあるので、そういう意味で資源ごみも含めた市受入量というものを大きい指標としてこれまで説明させていただいている。しかし、新川委員の御指摘のとおり、分別しても減らないというのがこの指標の課題であり、市処理処分量も今後は意識していく必要があると考えている。そこを市民の皆様にごうお伝えしていくのかということも含めて、今後は審議会で説明させていただきながら、議論していただければと思っている。

（高月会長）

今後は市民が努力して資源化にまわした分も分かるように、両方を併記するなど、分かりやすく整理していくのでよろしく願います。

（事務局）

容器包装について多く御意見をいただいたが、何点か御説明をさせていただく。

秋山委員からは、小売店の店舗面積だけでなく、頭数も意識するべきであるという意見をいただいたが、いまのところ頭数というのはおさえられていないので、そこも意識して考えていきたい。

才寺委員からは、製造事業者と梱包事業者の工夫を引き出すような取組はないかというところで御意見があったが、例えば京都の企業であるイシダでは、白色トレーの代わりに袋で肉を包むという包装機器を造っており、それを推奨するというのも1つのアイディアかと思う。ただし、広く製造・梱包事業者に対して、京都市に入ってくる分だけ商品の包装の仕方を簡易包装に変えてもらおうというのは難しいと思うので、うまくそこをすみ分けて考えていきたい。

白潟委員からは、容器包装は便利なので全て無くすのは難しいという意見があったが、そのとおりであると思う。今回のとりまとめの内容では、全ての商品に対して容器包装を少なくした方法で販売しなければならないということではなく、一部では簡易包装で販売をしているが、その横にはトレー売りもやっているというようなことが出来ればと考えている。また、高田委員からはそれを消費者にPRするのは店舗によっては難しいという御意見があったが、それらを併売していく中で、表示などを使って、容器包装の少ない商品は環境にやさしいことや、ごみ袋の量も減るかもしれないということもPRしてもらえる店が増えたらいいと思う。そこが今回一番重要なことではないかと考えており、そのあたりの仕組みをつくっていききたいと思っている。

森田委員からは、資源ごみの表記の「ごみ」をとるのはどうかという御意見があったが、資源のリサイクル・分別も重要であるが、そもそももらわない発生抑制も重要であり、ペットボトルも出来るだけ減らさなければならないので、資源という意識も大切ではあるが、ごみという視点も重要であると考えている。

山内委員からは、ごみ箱の表示の話があったが、市で設置している街頭ごみ箱は全部英

語等も併記をさせてもらっていて、ピクトグラムも23年度から貼らせていただいている。ただし、駅などの民間施設ではできていないところもあるので、そこは今後の課題である。

(原田委員)

京都は学生が多く、転入出も多いと思うが、新しく転入された方に対してもう少し啓発が必要ではないか。

(事務局)

引越して来られて住民登録をされた方には、エコまちステーションでごみの出し方のハンドブックをお渡しさせていただいている。ただ、学生など中には住民登録をされていない方もおられるので、そういうところは地域ごとに啓発していくことが必要である。

IV 閉会

(事務局閉会あいさつ)

本日は熱心に、積極的に御意見賜り、お礼を申し上げます。今日の時点で事務局の立場でお答えできること、考えていることは、先ほど事務局の方からご説明させていただきました。東部山間埋立処分地の延命策についても御意見、御指摘いただきましたが、慎重にこれから進めていきたいと思っている。容器包装の関係では、最終的に新たなビジネスチャンスにつなげていくという考え方で、新たな施策を考えられないかという大変貴重な御意見をいただきました。更に、やはり過剰包装を何とかしなければならぬという御指摘も多々いただきましたが、これについては日本には包装文化というものがある中での検討となり、難しい点をはらんでいると思うが、何か考えなければならぬと感じたところである。また、ごみ箱のマークや言語についても、今後どういう形で見せるのがよいか、方策を考えていかなければならないと思う。さらには、ごみの収集時間がバラバラであるという御意見もいただきましたが、可能な限りきちんと回れるよう、現場の職員にもしっかりと伝えていきたい。

次回の審議会は3月下旬を予定しているが、この時点では、本日いただいた御意見を踏まえて、中間とりまとめを報告させていただければと考えている。いずれにしても、次回の第53回審議会から、まさに本格的な御審議をお願いしなければならないので、次回以降もこれまで同様、御協力賜りますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

京都市廃棄物減量等推進審議会
東部山間埋立処分地延命策検討部会 委員名簿

氏名	所属
おおにし ゆうぞう 大西 有三	京都大学名誉教授 関西大学環境都市工学部特任教授
たかおか まさき 高岡 昌輝	京都大学大学院地球環境学堂教授
◎ てらしま ゆたか 寺島 泰	京都大学名誉教授
やまかわ はじめ 山川 肇	京都府立大学大学院 生命環境科学研究科 准教授
よしはら よしのぶ 吉原 福全	立命館大学理工学部機械工学科教授

◎：部会長

(敬称略，五十音順)

主なごみ減量施策の変遷

平成 (年度)	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
家庭ごみに関する施策	○-昭和62年4月 空き缶分別収集開始（上京区，中京区，東山区）								○-9年10月 大型ごみの有料化実施								「生ごみ3キリ運動」開始 24年10月-○									
	○-昭和63年9月 空き缶分別収集開始（山科区）								リターナブルびんの拠点回収開始 16年6月-○								雑がみ分別実験を開始 25年7月-○									
	○-元年9月 空き缶分別収集開始（南区，西京区）																有害・危険ごみ等の移動式拠点回収を本格実施 25年9月-○									
	○-2年9月 空き缶分別収集開始（下京区，右京区）								蛍光管の拠点回収開始 18年10月-○								○-22年4月									
	○-3年9月 空き缶分別収集開始（北区，伏見区）								家庭ごみ有料指定袋導入 18年10月-○								環境行政の拠点窓口「エコまちステーション」を 各区役所・支所に設置									
	○-4年9月 空き缶分別収集開始（左京区）全区実施																上京リサイクルステーションを開設し，小型家電， 刃物，古着，記憶媒体の拠点回収を開始（23年3月に古紙類 を追加） ※小型家電は21年11月からモデル実施									
	○-5年12月 乾電池の拠点回収を開始																古着類の拠点回収を拡大（各まち美化事務所）23年11月-○									
	空きびん分別収集を実施 8年10月-○																区役所・支所での古着類・古紙類の拠点回収を開始（月1~2回）24年8月-○									
	使用済てんぷら油の拠点回収開始 9年8月-○								プラスチック製容器包装分別収集を全市へ拡大 19年10月-○								○-23年6月									
	ペットボトルの分別収集を実施 9年10月-○								スプレー缶の分別収集を実施（小型金属類とともに収集）19年10月-○								小型二次電池，ボタン電池，使い捨てライター， 水銀体温計，インクカートリッジの拠点回収開始									
紙パックの拠点回収開始 9年10月-○																エコイベント実施要綱策定 22年10月-○										
																○-14年10月 小型金属類の分別収集を実施										
																○-23年8月										
																「KYOTOエコマネー」開始										
事業ごみに関する施策									建設廃材等の持ち込みを原則停止 14年7月-●								●-21年10月 持込ごみ手数料再改定									
									持込ごみ搬入手数料改定 13年7月-●								●-21年10月 告示産廃受入停止									
									持込ごみ搬入手数料改定 17年10月-●																	
									業者収集ごみ手数料減額措置を段階的に廃止 18年4月-●																	
																	業者収集ごみ手数料改定 20年4月-● (100kgまでごとに500円→650円)									
																	業者収集ごみ手数料改定 26年4月-★ (100kgまでごとに800円→1000円)									
																	告示産廃搬入量上限引下げ 20年10月-● (一事業者あたり50t/月→20t/月)									
																業者収集ごみ手数料改定 23年4月-● (100kgまでごとに650円→800円)										
																業者収集マンション等の届出に関する要綱制定 22年2月-●										
																業者収集ごみの透明袋による排出義務化 22年6月-●										

★：今後予定されている施策

「ごみ半減プラン」の進ちよく状況

～ 「みんなで目指そう！ごみ半減！循環のまち・京都プラン
ー京都市循環型社会推進基本計画（2009ー2020）」進ちよく状況報告書 ～

平成 2 6 年 3 月

京 都 市

目次

1 報告書の概要	・・・1
2 計画に掲げる指標の進捗状況	・・・2
3 4.1の推進項目の進捗状況	・・・20

1 報告書の概要

本報告書は、「みんなで目指そう！ごみ半減！循環のまち・京都プランー京都市循環型社会推進基本計画（2009-2020）」（平成22年3月策定）に掲げる取組目標（指標）の進捗状況と、同プランに掲げる施策を実現するための具体的な事業等の実施計画や指標を盛り込んだ「行動計画（アクションプラン）」（平成23年3月策定）の進捗状況をとりまとめたものです。

【計画期間】

西暦年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
平成年度	21	22	23	24	25	26	27
みんなで目指そう！ごみ半減！ 循環のまち・京都プラン	策定						中間目標
行動計画 (アクションプラン)		策定					目標

2 計画に掲げる指標の進ちょく状況

1 「みんなで目指そう！ごみ半減！循環のまち・京都プラン」に掲げる取組目標（指標）の進ちょく状況

(1) ごみ減量に向けた取組目標

項目	単位	実績								目標		
		平成12年度 〈2000年度〉 ごみ量のピーク	平成20年度 〈2008年度〉 基準	平成21年度 〈2009年度〉	平成22年度 〈2010年度〉	平成23年度 〈2011年度〉	平成24年度 〈2012年度〉 最新の実績	平成25年度 〈2013年度〉 最新の見込み	平成26年度 〈2014年度〉	平成27年度 〈2015年度〉 中間目標	平成32年度 〈2020年度〉 最終目標	
①市受入量	万トン	82	57	53.4	49.7	48.9	48.1	47.3 (見込み)		47 (45)	39	
対ピーク時	%		△30	△34	△39	△40	△41	△42				
対基準年度	%			△7	△13	△15	△16	△18				
(一人一日当たり)	グラム	1,521	1,072	1,000	924	906	895	880		890	750	
対基準年度	グラム			△72	△148	△166	△177	△192				
内 訳	家庭ごみ量	万トン	34	25	24.4	24.1	24.2	23.9	23.6		21 (-)	17
	(一人一日当たり)	グラム	644	463	455	448	449	444	440		410	320
	事業ごみ量	万トン	47	33	29.1	25.6	24.7	24.2	23.6		25 (24.2)	22
	(一人一日当たり)	グラム	878	609	545	476	457	451	440		480	430

※平成27年度①市受入量部分の()の数値は「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画の目標値

(注) 四捨五入による誤差あり

【進ちょく状況に関するコメント】

家庭ごみが平成23年度に一旦増加に転じましたが、再び微減傾向に戻っています。事業ごみは引き続き減少していますが、平成24年度から25年度にかけては、東部クリーンセンターに搬入されていた下水汚泥約5千トンの減が含まれています。平成25年度の市受入量(合計)は、対前年度8千トン減少し、対ピーク時比△42%となる見込みです。

項目	単位	実績								目標	
		平成12年度 〈2000年度〉 ごみ量のピーク	平成20年度 〈2008年度〉 基準	平成21年度 〈2009年度〉	平成22年度 〈2010年度〉	平成23年度 〈2011年度〉	平成24年度 〈2012年度〉 最新の実績	平成25年度 〈2013年度〉	平成26年度 〈2014年度〉	平成27年度 〈2015年度〉 中間目標	平成32年度 〈2020年度〉 最終目標
②再生利用率	%	—	18	20	21	24	24	集計中		26	31
再生利用量	万トン	—	12.3	13.1	12.9	14.4	14.2				
対基準年度	%	—		+2	+3	+6	+6			+8	+13
③市処理処分量	万トン	80	55	51	47	46	46	集計中		44	36
対ピーク時	%		△32	△36	△41	△42	△43				
対基準年度	%			△7	△14	△15	△17				
内訳	処理量（焼却量）	万トン	76	53	50	47	46	45		44	36
	直接埋立量	万トン	3.7	1.6	0.8	0.2	0.2	0.2		0.1	0.1
④最終処分量	万トン	16.5	9.2	8.0	7.0	6.6	6.8	集計中		3.9	2.8
対基準年度	%			△13	△24	△29	△27				
内訳	直接埋立量（再掲）	万トン	3.7	1.6	0.8	0.2	0.2	0.2		0.1	0.1
	焼却灰埋立量	万トン	12.8	7.6	7.2	6.8	6.3	6.5		3.8	2.7

（注）四捨五入による誤差あり

【進ちょく状況に関するコメント】

処理処分量は、処理量（焼却量）、市受入量と同様に減少しており（万トン単位では同値ですが、千トン単位で見ると対前年度7千トン減）、直接埋立量は平成21年度の告示産業廃棄物の受入停止後、低い水準を維持しています。

最終処分量は、一部増減しているものの、処理量（焼却量）の減少に概ね比例して減少しています。

(2) 循環型社会構築に向けた取組目標

項目	単位	実績								目標	
		平成 12 年度 〈2000 年度〉 ごみ量のピーク	平成 17 年度 〈2005 年度〉 基準	平成 21 年度 〈2009 年度〉	平成 22 年度 〈2010 年度〉 最新の実績	平成 23 年度 〈2011 年度〉	平成 24 年度 〈2012 年度〉	平成 25 年度 〈2013 年度〉	平成 26 年度 〈2014 年度〉	平成 27 年度 〈2015 年度〉 中間目標	平成 32 年度 〈2020 年度〉 最終目標
⑤資源生産性	万円/トン	—	42 (38)		45					更なる向上を目指す	
対基準年度	万円/トン	—									

【進ちょく状況に関するコメント】

市内総生産（実質値）÷天然資源等投入量によって算出する資源生産性の5年ぶりの算出結果が出ました。この間、市内総生産はほぼ横ばいでしたが、天然資源投入量が削減され、資源生産性は前回より増加しており、国の平成 22 年度結果の 37.4 万円と比べても高い結果となっております。なお、市内総生産は、毎年度過去に遡って再計算されるため、平成 17 年度の（ ）の数値は、最新の計算方法によるものです。

※ 資源生産性については、数値算出に用いるデータの更新頻度の関係で、5 年に 1 度しか算出できない。

(3) 低炭素社会構築に向けた取組目標

項目	単位	実績								目標	
		平成12年度 〈2000年度〉 ごみ量のピーク	平成20年度 〈2008年度〉 基準	平成21年度 〈2009年度〉	平成22年度 〈2010年度〉	平成23年度 〈2011年度〉	平成24年度 〈2012年度〉 最新の実績	平成25年度 〈2013年度〉	平成26年度 〈2014年度〉	平成27年度 〈2015年度〉 中間目標	平成32年度 〈2020年度〉 最終目標
⑥温室効果ガス排出量	万トン	24	16	14	14	14	14			16	13
対基準年度	%			△11	△12	△11	△12				
⑦温室効果ガス削減量	万トン	1.1	2.2	2.0	1.6	1.8	2.0			1.7	2.5
対基準年度	%			△7	△26	△18	△6				
⑧差し引き排出量〈参考〉	万トン	23	14	12	12	12	12			14	10
対基準年度	%			△11	△10	△10	△12				

【進ちょく状況に関するコメント】

- 平成23年度から、売却する電力量の増加に努めたことにより、温室効果ガス削減量が上昇しています。

2 「みんなで目指そう！ごみ半減！循環のまち・京都プラン」行動計画（アクションプラン）に掲げるモニタリング指標の進ちょく状況

(1) 市民の行動変化（市民アンケート結果）

ア ごみ減量行動の実施率の推移（単位：％）

	項目※2	基本計画策定前			基本計画策定後	
		平成15年度 (平成15年7月)	平成18年度 (平成19年1月)	平成20年度 (平成21年1月) 計画基準年度	平成23年度 (平成24年1月)	平成25年度 (平成26年2月) 最新の実績
生ごみ削減につながる行動	食品を購入するときに、ばら売りや量り売りなど、自分で必要な数・量を選んで買う	-	9.2	12.8	24.0	22.6
	冷蔵庫の中などをよく見て食品を購入する	-	31.2	39.9	40.8	39.4
	食べ残しが少ないよう食事を作りすぎない	25.8	25.2	31.0	41.6	40.7
	食事を食べ残さない	-	44.3	48.8	52.3	51.9
	調理くずなどの生ごみは、捨てる前に十分に水切りをする（そもそも濡らさない、自然乾燥も含む）	-	-	-	29.3	31.6
容器包装材削減につながる行動	買い物袋を持参したり、商品をかばんに入れて持ち帰ったりして、レジ袋をもらわない	14.5	16.6	37.3	37.2	40.3
	野菜や果物などの食品を購入するときに、裸売り、皿売り等、容器包装の少ないものを選ぶ	13.0	15.1	18.9	15.2	15.4
	魚を購入するときに、袋売り（ノントレイ）等、容器包装の少ないものを選ぶ	-	-	-	8.1	8.8
	肉を購入するときに、袋売り（ノントレイ）等、容器包装の少ないものを選ぶ	-	-	-	9.2	8.6
	ビール等はリユースびん（お店に返せば何度も使われるびん）を選ぶ	15.9	10.3	18.7	12.5	12.5
	外出のときにマイボトルを持っていく（水筒、タンブラー等含む）	-	-	-	33.5	30.3

	項目※2	基本計画策定前			基本計画策定後	
		平成15年度 (平成15年7月)	平成18年度 (平成19年1月)	平成20年度 (平成21年1月) 計画基準年度	平成23年度 (平成24年1月)	平成25年度 (平成26年2月) 最新の実績
その他（耐久消費財等）のごみ削減につながる行動	衣服を購入する時にリサイクルショップやフリーマーケット、インターネットオークションを利用する	2.6	3.4	4.8	2.1	2.8
	不要な衣服は、フリーマーケット、リサイクルショップ、インターネットオークションなどで売る	7.8	3.4	3.4	3.8	2.8
	家具・家電を購入する時にリサイクルショップやフリーマーケット、インターネットオークションを利用する	2.6	3.4	4.8	1.9	1.2
	不要な家具・家電は、フリーマーケット、リサイクルショップ、インターネットオークションなどで売る	7.8	3.4	3.4	2.0	2.2
	乾電池は充電式のものを用いる	7.8	8.3	10.6	5.6	7.1
	不要なダイレクトメールの受け取りを拒否する（赤字で受け取り拒否と書いてポストに戻す）	11.0	7.8	6.8	4.3	5.1
	差し支えない場合は、請求書を紙から電子（メールなど）に切り替えている	-	-	-	5.4	6.7

※1 各行動の実施率は、市民へのアンケート調査において「いつも実行している」と回答した割合を記載している。

※2 項目名は、平成23年度以降の調査項目を記入しているが、過年度調査においては項目の表現が若干異なっている場合がある。特に衣服、家具・家電のリサイクルについては、過年度調査では「できるだけリサイクルショップ等を利用する」、「不要な物は、インターネットオークションに出す」等、品目を限定していなかったが、平成23年度調査ではそれぞれ衣服、家具・家電と品目を限定した行動とした。

イ ごみ減量行動の実施機会

	項目	平成23年度 (平成24年1月)
フリーマーケット等の利用について	フリーマーケットが普段の生活範囲で開催されている	28.9
	衣服のリサイクルショップが普段の生活範囲にある	37.7
	家具・家電のリサイクルショップが普段の生活範囲にある	40.0
	インターネットを利用している	32.6
食品の購入について	ばら売りや量り売りなど、食品を自分で必要な数・量を選んで買うことができる	19.8
	野菜や果物は、裸売り・皿売りなど、容器包装が少ない形で買うことができる	20.8
	魚は、袋売り（ノントレイ）など、容器包装が少ない形で買うことができる	13.7
	肉は袋売り（ノントレイ）など、容器包装が少ない形で買うことができる	13.2

※1 各行動を実行している機会について、市民へのアンケート調査において「ある」と回答した割合を記載している。

※2：平成25年度は調査していない。

【「(1) 市民の行動変化（ごみ減量行動）」進ちょく状況に関するコメント】

・ 生ごみ削減につながる行動：

- 過年度から調査している4項目は、平成23年度時点でいずれも基準年度より実施率が上昇し、25年度は23年度から概ね横ばいです。
- 特に「食品を購入するときに、ばら売りや量り売りなど、自分で必要な数・量を選んで買う」は、平成20年度から平成23年度にかけて実施率が2倍近くに上昇しています。
- 実施率は、実行の機会（店舗での販売方法）による部分もあるため、機会の有無も調査したところ、ばら売りや量り売りは2割程度でした。

・ 容器包装材削減につながる行動：

- 過年度調査においては平成15～20年度にかけて実施率が上昇していますが、平成20年度から平成23年度にかけては横ばいまたは低下がみられます。25年度は、23年度から概ね横ばいです。
- 平成23年度から新たに調査している「外出のときにマイボトルを持っていく（水筒、タンブラー等含む）」は、「買い物袋を持参したり、商品をかばんに入れて持ち帰ったりして、レジ袋をもらわない」と比較するとやや実施率は低く、約30%の実施率となっています。
- 「魚を購入するときに、袋売り（ノントレイ）等、容器包装の少ないものを選ぶ」、「肉を購入するときに、袋売り（ノントレイ）等、容器包装の少ないものを選ぶ」は、野菜や果物と比べてやや低く、行動の機会の有無と連動した結果となっています。

・ その他（耐久消費財等）のごみ削減につながる行動：

- いずれの項目も実施率が1割未満と低く推移しています。

ウ 分別・リサイクル行動の実施率の推移（単位：％）

項目※2	基本計画策定前			基本計画策定後	
	平成 15 年度 (平成 15 年 7 月)	平成 18 年度 (平成 19 年 1 月)	平成 20 年度 (平成 21 年 1 月) 計画基準年度	平成 23 年度 (平成 24 年 1 月)	平成 25 年度 (平成 26 年 2 月) 最新の実績
缶・びん・ペットボトルを、きちんと分別して出す	70.4	80.3	78.8	81.9	80.3
プラスチック製容器包装を、きちんと分別して出す	20.6	-	72.1	70.9	55.1
小型金属類を、きちんと分別して出す	-	61.9	66.3	64.4	55.1
牛乳パック・食品トレー等をお店や市の施設にある回収箱に出す	34.2	41.9	47.5	46.6	45.4
使用済みてんぷら油を地域の回収拠点に持参する	9.1	12.7	16.2	16.3	20.0
使用済み乾電池はお店や市の施設にある回収箱に出す	-	-	31.7	36.6	39.3
小型家電の不要時には回収拠点へ持っていく	-	-	-	29.2	32.5
新聞（広告含む）・雑誌・段ボールは集団回収や 民間回収業者（ちり紙交換など）に出す	集団回収	-	-	-	34.8
	民間回収業者	-	-	-	49.0
	市施設	-	-	-	2.5
	計	65.7	67.5	76.8	83.3
雑紙（ざつがみ：紙箱・包装紙など）は、集団回収や民間 回収業者に出す	集団回収	-	-	-	25.8
	民間回収業者	-	-	-	34.5
	市施設	-	-	-	2.2
	計	-	-	-	72.2
生ごみを堆肥化して土に戻す	3.1	3.7	6.0	4.5	2.8
電動式生ごみ処理機を利用している		2.0	2.8	2.1	1.7

※1 各行動の実施率は、市民へのアンケート調査において「いつも実行している」と回答した割合を記載している。

※2 項目名は、平成 23 年度の調査項目を記入しているが、過年度調査においては項目の表現が若干異なっている場合がある。

エ 回収拠点等の有無

項目		平成23年度 (平成24年1月)
牛乳パック・食品トレー等		63.8
使用済てんぷら油		41.1
使用済乾電池		45.4
小型家電		30.9
		68.6
新聞（広告含む）・雑誌・段ボール	集団回収	39.5
	民間回収業者	46.9
	市施設	5.8
		60.5
雑紙（ざつがみ：紙箱・包装紙など）	集団回収	33.7
	民間回収業者	40.0
	市施設	4.9

※1 各項目について、市民へのアンケート調査において「回収拠点がある」と回答した割合を記載している。

※2 平成25年度は調査していない。

※3 新聞・雑誌・段ボール、雑がみの一番上の数値は、下の3つのいずれかに「ある」と回答した割合の合計である。

【「(1) 市民の行動変化（分別・リサイクル）」の進ちよく状況に関するコメント】

- ・缶・びん・ペットボトルの分別の実施率は約8割で、(4)資源ごみの分別状況の分別実施率では9割弱となっており、アンケート結果と組成調査の結果が概ね同様の結果となっています。
- ・プラスチック製容器包装の分別の実施率が平成23年度71%から25年度は55%と大幅に減少しています。年代別の分別実施率を確認したところ、若年層が低い傾向にあり、加えて、25年度のアンケートでは若年層の回答率が前回より高かったことから、この影響が考えられます。また、(4)資源ごみの分別状況の分別実施率では約4割で横ばいであり、アンケート結果と組成調査の結果にずれがあることから、分別を実施している方の間で、分別精度の多寡があることが考えられます。
- ・小型金属類もプラスチックと同様に減少し、約6割となっており、また、アンケート結果と組成調査の結果(2割弱)の結果にずれがあります。
- ・牛乳パック・食品トレー等、使用済てんぷら油は実施率が有料化前後で増加し、平成20年度から25年度にかけては概ね横ばい又は微増です。
- ・新聞・雑誌・段ボールは8割を超える実施率となっています。雑がみは約6割の実施率ですが、組成調査の結果では燃やすごみに依然として多く排出されており、例えばチラシだけを雑誌に挟んで出しているでも「実施」と回答している可能性などが考えられます。回収機会の有無については、新聞・雑誌・段ボールは7割弱、雑がみは約6割となっていますが、これも雑がみの一部しか認知されていない場合が多い可能性があります。

(2) レジ袋の削減状況

市の受入れごみ量とごみ組成調査結果によって把握した家庭ごみ中のレジ袋排出量の推移（単位：トン/年）

項目	基本計画策定前		基本計画策定後		
	平成20年度 計画基準年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 最新の実績
家庭ごみ中のレジ袋排出量	3,788	3,182	3,698	3,238	3,511

【進ちょく状況に関するコメント】

- ・レジ袋排出量は、表には記載していませんが、15年度が約5,400トン、18年度が約4,400トンであったところ、マイバッグ等の普及に伴い基準年比では減少しているものの、年度による増減はありますが、近年は3千トン台で推移しています。

(3) 環境教育の実施状況

市等が実施した環境学習講座等への参加者数の推移（単位：人）

項目	基本計画策定前		基本計画策定後		
	平成20年度 計画基準年	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 最新の実績
参加者数	23,653 (3,242)	25,417 (6,121)	30,080 (11,048)	27,576 (11,100)	27,820 (11,000)
(参考) 計数の対象とした講座等名	ごみ減量推進会議講座、クリーンセンター・リサイクル施設見学会（エコバスツアー等）、こどもエコライフチャレンジ、京都市政出前トーク ※（ ）内の数値はこどもエコライフチャレンジの参加者数				

【進ちょく状況に関するコメント】

- ・子どもたちが地球温暖化問題について自ら考え体験することによって理解を深め、子どもの視点からライフスタイルを見直し、エコライフの取組の定着を図るこどもエコライフチャレンジを順次拡大し、全市立小学校（173校）に拡大したことにより、計画基準年より増加しましたが、平成22年度をピークに減少し、現在は27,000人台で横ばいです。今後も参加者数拡大に向けて取り組んでいきます。

(4) 資源ごみの分別状況

資源ごみの分別実施率及び異物混入率の推移（単位：％）

項目		基本計画策定前		基本計画策定後		
		平成20年度 計画基準年	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 最新の実績
缶・びん・ペットボトル	分別実施率	86	83	82	87	85
	異物混入率	16	14	16	10	11
プラスチック製容器包装	分別実施率	42	41	41	38	36
	異物混入率	18	19	19	19	20

【進ちょく状況に関するコメント】

- ・缶・びん・ペットボトルの分別実施率は9割弱で推移しています。異物混入率は、平成23年度以降減少し、1割程度で推移しています。
- ・プラスチック製容器包装の分別実施率は、平成23年度以降減少しています。異物混入率は、2割弱で横ばいです。

(5) 事業者による発生抑制、資源化の状況

大規模事業所減量計画書によって把握したごみの削減率と再生利用率の推移（単位：％）

項目	基本計画策定前		基本計画策定後		
	平成20年度 計画基準年	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 最新の実績
大規模事業所におけるごみ発生量削減率 （対前年度削減率）	-4.3	+0.1	+0.9	+1.1	+0.4
大規模事業所における再生利用率	43.9	45.2	51.3	49.8	51.6

【進ちょく状況に関するコメント】

- ・ごみ発生量（再生利用量含む）は、近年微増傾向です。
- ・再生利用率は、基準年度から比較して増加していますが、平成22年度以降は概ね横ばいです。

(6) 循環型社会ビジネスの規模

統計資料によって把握した市場規模（単位：百万円）

項目	基本計画策定前		基本計画策定後		
	平成 20 年度 計画基準年	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度 最新の実績
循環型社会ビジネスの市場規模	129,706	123,708	122,881	119,688	集計中

【進ちよく状況に関するコメント】

- ・基準年度から微減の傾向が続いています。一方，国全体で見ると微増傾向です（平成 19 年度：38 兆円→平成 21 年度：39 兆円）。

(7) ごみ処理原価

ア 総額

項目		基本計画策定前		基本計画策定後		
		平成20年度 計画基準年	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 最新の実績
収集・運搬	経費(千円)	10,563,376	9,868,295	9,521,761	9,324,887	8,764,325
	トン当たり(円)	42,575	40,515	39,463	38,513	36,706
焼却	経費(千円)	11,965,979	11,089,271	11,067,013	10,942,552	10,792,443
	トン当たり(円)	22,514	22,126	23,571	23,745	23,782
破碎	経費(千円)	1,818,734	1,811,881	1,612,254	1,629,950	1,617,543
	トン当たり(円)	36,718	51,916	61,492	64,776	67,082
再資源化	経費(千円)	2,676,559	2,812,244	2,630,762	2,664,076	2,741,396
	トン当たり(円)	92,321	98,582	92,868	94,790	98,647
埋立	経費(千円)	4,685,281	4,409,977	4,353,616	4,377,183	4,312,692
	トン当たり(円)	50,711	54,964	62,407	66,510	63,731
合計	経費(千円)	31,709,929	29,991,668	29,185,406	28,938,648	28,228,398

【進ちょく状況に関するコメント】

- ・総経費については、基準年度より前の平成15年度が35,012,549千円、平成18年度が32,535,421千円であったところ、有料指定袋等によるごみの減量や、ごみ収集業務の委託化の推進等により継続的に減少しています。
- ・各項目については、再資源化を除いて経費は減少していますが、ごみ量の減少により、ごみ1トン当たりの費用は、収集・運搬と埋立を除いて増加しています。

(7) ごみ処理原価 (続き)

イ 内訳 a 燃やすごみ

項目		基本計画策定前		基本計画策定後		
		平成20年度 計画基準年	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 最新の実績
収集・運搬	経費(千円)	6,337,400	5,916,357	5,741,670	5,638,277	5,247,636
	トン当たり(円)	29,024	27,524	27,047	26,420	24,912
焼却	経費(千円)	4,915,999	4,755,984	5,003,817	5,067,492	5,009,702
	トン当たり(円)	22,514	22,126	23,571	23,745	23,782
焼却灰埋立	経費(千円)	1,550,206	1,654,032	1,854,747	1,987,174	1,879,500
	トン当たり(円)	7,100	7,695	8,737	9,311	8,922
合計	経費(千円)	12,803,606	12,326,373	12,600,234	12,692,942	12,136,838
	トン当たり(円)	58,637	57,345	59,355	59,476	57,616
45リットル袋1袋(5kg)当たり(円)		293	287	297	297	288

【進ちょく状況に関するコメント】

- ・総額、合計の1トンあたり単価、45リットル袋1袋あたりともにほぼ横ばいで推移しています。
- ・なお、表には記載していませんが、平成17年度は45リットル袋1袋当たり269円でしたが、この間のごみの減少幅が大きかったため、当時より現在の方が高くなっています。

(7) ごみ処理原価 (続き)

イ 内訳 b 缶・びん・ペットボトル

項目		基本計画策定前		基本計画策定後		
		平成20年度 計画基準年	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 最新の実績
収集・運搬	経費(千円)	1,170,971	1,086,090	1,045,076	1,020,364	949,794
	トン当たり(円)	87,523	80,786	78,471	76,278	72,036
再資源化	経費(千円)	1,076,557	1,049,244	1,026,536	1,025,028	1,032,927
	トン当たり(円)	80,466	78,045	77,079	76,626	78,341
合計	経費(千円)	2,247,528	2,135,334	2,071,612	2,045,392	1,982,721
	トン当たり(円)	167,989	158,831	155,550	152,904	150,377
45リットル袋1袋(2.5kg)当たり(円)		420	397	389	382	376

【進ちょく状況に関するコメント】

- ・収集・運搬経費は減少していますが、再資源化経費は微増しています。
- ・総経費は減少しています。

(7) ごみ処理原価 (続き)

イ 内訳 c プラスチック製容器包装

項目		基本計画策定前		基本計画策定後		
		平成20年度 計画基準年	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 最新の実績
収集・運搬	経費(千円)	1,987,495	1,851,837	1,794,781	1,758,572	1,685,602
	トン当たり(円)	197,800	193,242	190,995	190,528	185,926
再資源化	経費(千円)	500,143	496,651	460,265	476,442	472,210
	トン当たり(円)	49,775	51,826	48,980	51,619	52,086
合計	経費(千円)	2,487,638	2,348,488	2,255,046	2,235,015	2,157,812
	トン当たり(円)	247,575	245,068	239,975	242,147	238,012
45リットル袋1袋(1kg)当たり(円)		248	245	240	242	238

【進ちょく状況に関するコメント】

- ・総額、トン当たりともに減少傾向にありますが、再資源化については、経費の減少幅より、ごみ量の減少幅が小さかったため、トン当たり単価が少し増加しています。

(8) 環境負荷

市のごみ受入れ量実績、ごみ質、排ガス、排水等調査結果から把握した焼却ごみ1トン中の重金属量の推移（単位：ミリグラム/ごみ1トン）

項目	基本計画策定前		基本計画策定後		
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 最新の実績
鉛	766.71	626.55	419.13	639.88	438.09
水銀	30.92	48.08	39.49	44.41	54.05
亜鉛	605.37	633.18	358.82	397.36	305.90
カドミウム	21.11	21.69	21.16	21.32	21.07

【進ちょく状況に関するコメント】

- ・鉛、亜鉛、水銀は、年度によって増減しており（クリーンセンターごとに見ても増減している。）、引き続き推移を見守る必要があります。
- ・カドミウムは安定しています。

(9) その他のモニタリング指標について

- ・「3Rによる温室効果ガス削減効果」について、設定方法を検討しています。
- ・また、業種別の取組とイベントや観光に由来するごみに関する指標の設定可能性について、検討しています。

3 「みんなで目指そう！ごみ半減！循環のまち・京都プラン」行動計画（アクションプラン）に掲げる成果目標（指標）の進ちょく状況

（単位：トン）

項目		実績					目標
		平成20年度 計画基準年	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 最新の実績	平成27年度
1 包装材削減推進 京都モデル	家庭ごみ中の容器包装材排出量	56,884	56,424	61,908	56,752	57,121	49,000
	業者収集ごみ中の容器包装材排出量	56,650	54,002	51,011	44,587	44,171	48,000
2 事業ごみの減量 対策	業者収集ごみ中の古紙類の排出量	37,015	35,156	35,143	36,622	36,284	28,000
	業者収集ごみ中の生ごみの排出量	94,777	99,288	96,474	81,068	80,393	87,000
3 イベント等の エコ化の推進	リユース食器の利用による 使い捨て容器の削減量	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	2.4
4 多様な資源ごみの 回収の仕組みづくり	拠点回収量	434	437	450	527	830	700
	コミュニティ回収量	16,915	17,022	18,257	18,986	19,067	33,000
5 バイオマスの 活用	市受入量中の生ごみの排出量	184,718	189,008	185,444	166,301	159,184	163,926
	家庭からの廃食用油の回収量	161	170	172	176	176	300

【進ちょく状況に関するコメント】

- 包装材削減推進京都モデルについては、家庭ごみからの排出量はほぼ横ばいですが、業者収集ごみは減少しています（直近2年間は横ばい）。
- 事業ごみの減量対策については古紙類はほぼ横ばいで、生ごみは減少傾向です。
- イベント等のエコ化の推進については、リユース食器導入イベントにおけるリユース食器の利用による使い捨て容器の削減量（リユース食器による代替で削減された量の推計値）がほぼ横ばいで推移しています。
- 拠点回収量は、古着と古紙の拠点回収を開始したことにより、基準年度と比較して大幅に増加しています。また、コミュニティ回収量についても、少しずつ増加しています。
- バイオマスの活用については生ごみの排出量が減少しています。また、家庭からの廃食用油の回収量は、ほぼ横ばいです。

3 4 1の推進項目の進ちよく状況

○推進項目の進捗状況の総括

推進項目を、実施状況に応じて、「実施済み又は実施中」、「実施前最終段階」、「企画構想段階」、「着手前」に区分しており、平成24年10月末現在の推進項目数は下表のとおり。

区 分	実施済み又は実施中	実施前最終段階	企画構想段階	着手前	合 計
区分の説明	実施済み又は実施中のもの	方針・内容等がほぼ固まり、 実施の一手手前にあるもの	実施内容等について検討中 のもの	検討を始めていないもの	
推進項目数	34	1	6	0	41
割 合	83%	2%	15%	0%	100%

○推進項目の進捗状況一覧

※ 各推進項目の取組内容の詳細は、一覧表の次のページ以降に記載

3つの基本方針	9つの基本施策	41の推進項目	実施状況				現在の主な取組の概要
			通し番号	実施済み又は実施中	実施前最終段階	企画構想段階	
1 「そもそもごみを出さない」 ～しまつの心を大切にしたい京都流のエコスタイルな暮らしによるごみ減量の推進～							
1-(1) すぐにごみになるものを「買わない・つぐらない」							
①	ごみ減量推進会議や環境関連団体等の地域における活動と連携した「すぐにごみになるものを買わない、財布にも環境にもやさしい消費行動」の普及・拡大	1	○			地域ごみ減量推進会議を、平成22年度145団体から、平成25年12月末時点で166団体まで拡大	
②	「NO!レジ袋宣言」による市民、事業者と連携した本格的なレジ袋削減の取組の全市展開	2	○			平成23、24年度に1事業者ずつとレジ袋削減協定を締結。現在の締結数は、16事業者、13市民団体	
③	京都サンガF.C.やNPO等の市民団体、大学、企業などと連携したマイボトル・マイ箸等の持参運動の全市展開	3	○			コーヒーチェーン店等でのマイボトル利用者と衣料品販売店への古着持込に対し、ポイントを付与する「KYOTOエコマネー」を平成23年度から実施(衣料品は24年度から開始)	
④	家庭から出るごみの更なる削減に向けた有料指定袋の最大容量45リットル袋の廃止の検討	4			○	ごみ袋の使用状況の調査結果をもとに、検討中	
⑤	レジ袋削減協定のコンビニエンスストアやドラッグストアなどへの対象業種の拡大、参加事業者の拡大による大幅なレジ袋の削減	5			○	平成23、24年度に1事業者ずつとレジ袋削減協定を締結。現在の締結数は、16事業者、13市民団体。また、レジ袋やペットボトルなどの「容器包装」を対象に条例化を検討中	
⑥	「ごみになるものをつぐらない・売らない」エコビジネスモデルの普及・促進	6	○			京都市ごみ減量推進会議において、平成23年度から毎年、省容器包装実験「ようきにへらそう!キャンペーン」(23:北区, 24:東山区, 25:右京区)と、北野商店街でのエコチケット事業を実施	
⑦	業種別の包装材の削減方法や削減率を定めたガイドラインの作成と徹底した指導	7			○	平成22年度から23年度にかけて、包装材の排出状況や、事業者、自治体による取組状況等に関する基礎調査を実施。24年度にはエコストア実験を実施し、25年度は、容器包装の削減を推進するための条例等新たな枠組みの構築に向けて検討を実施	
⑧	生産、流通、販売の各段階における包装材の一定量の削減を義務付ける条例の検討	8			○		
1-(2) 事業所などから出るごみを減らす							
①	大規模小売店舗の出店計画時におけるごみ処理方法や資源化方法等の計画書提出の義務化	9	○			義務化された新制度に基づく計画書の届出、減量指導を実施(平成23年4月の制度施行後、延べ141件の計画書を受理)	
②	チェーンストア等多量にごみを排出する事業所への減量指導範囲の拡大	10	○			改正条例の対象となる食品関連事業者(44事業者841店舗)から提出された減量計画書に基づき、立入調査による減量指導を実施(平成25年度は、12月末現在13事業者を訪問)	
③	業者収集ごみの透明袋製の導入	11	○			透明袋以外の排出者への指導を実施中。警告シールを貼付し、収集しないよう許可業者に指示するとともに、クリーンセンターでの展開調査を実施(年間14回)	
④	分別排出義務の明確化と収集運搬業者へのペナルティを含む指導の徹底	12	○			事業ごみ減量ニュースレター「ごみゆにけーしょん」の配布(22年度～)。許可業者処分基準の改定と遵守事項の制定(23年度)。許可業者優良事業者認定制度を創設(24年度)	
⑤	クリーンセンターにおける搬入監視の強化と分別できていない資源ごみ及び不適物の受入拒否の実施	13	○			クリーンセンターでの展開調査を実施(年間14回)。クリーンセンターでの紙ごみ分別回収を実施(24年度～)	
⑥	有料指定袋制度など事業者が排出するごみの量に応じて処理料金を負担し、減量努力が反映される仕組みづくり	14			○	平成23年度の組成調査結果から、透明袋制度の減量効果等について分析、検証	
⑦	ごみの減量や再資源化を促す処理手数料の見直し	15	○			平成23年4月に業者収集ごみの処分手数料を改定(650円→800円/100kg)。平成25年度には、平成26年4月の処分手数料改定(800円→1,000円/100kg)に向けた広報を実施	
⑧	ごみ減量等に取り組む優良事業所の表彰	16	○			「ごみ減量・3R活動優良事業所認定制度」を創設(平成24年4月)(延べ認定件数54件)	

3つの基本方針	9つの基本施策	41の推進項目	実施状況				現在の主な取組の概要
			通し番号	実施済み又は実施中	実施前最終段階	企画構想段階	
1 - (3) 分かりやすい情報提供と環境学習機会の拡大							
①	ごみの減量方法を分かりやすく掲載した総合環境情報誌の作成・全戸配布	17	○			ごみ減量・分別ハンドブック追記版を全戸配布(平成24年3月)。24年度以降も、毎年ごみ減量・分別に係る情報を、市民しんぶん挟み込みを活用して全戸配布	
②	地域ごとのごみの排出状況等の地域特性に応じた指導・啓発の推進	18	○			地域におけるごみ排出状況等の地域特性を把握するため、学区別台帳を作成し、まち美化事務所のマンパワーを活用した地域アプローチを実施中	
③	子どもたちを指導する立場の先生や地域のリーダー等への理解の促進による指導者から子どもたちへ知識を伝える環境学習の展開	19	○			エコライフチャレンジの全市立小学校における実施(170校)。エコバスツアーの実施(平成24年度:90回開催、延べ2,086人参加。25年度は、12月末現在、65回開催、1,571人が参加)	
④	業種別のきめ細かい取組方法などの事業者向けの情報提供の推進	20	○			事業用大規模建築物への減量指導を毎年1,000件以上実施。平成24年度に造園業者や民間資源化施設等が参加する剪定枝・刈草の資源化に向けたワークショップを実施し、その成果として「剪定枝・刈草のリサイクルBOOK」を発行(25年4月)	
⑤	大学、企業と連携した調査・研究と海外研修生の受入れなど技術提携の推進	21	○			京都大学と共同で家庭ごみ細組成調査を実施(毎年10月)。平成24年度から産学公連携による「バイオ軽油」実用化プロジェクトを実施	
2 「ごみは資源、可能な限りリサイクル」 ～地域の特性を活かしたごみを資源に変えるリサイクルの推進～							
2 - (1) 徹底した分別によるリサイクルの推進							
①	使用済みてんぷら油などの回収拠点拡大やコミュニティ回収の品目拡大など既存の資源回収の更なる充実	22	○			「包装紙等の雑がみの分別リサイクル拡大に向けた社会実験」を実施(25年7月～3月)。まち美化事務所によるコミュニティ回収団体数や参加世帯数の拡大及び雑がみ回収の徹底に向けた地域への働きかけ(25年8月～)	
②	蛍光管や在宅医療廃棄物などの家庭から出る有害・危険物の回収	23	○			平成23年度からモデル的に実施してきた有害・危険ごみの移動式拠点回収事業を、平成25年9月から本格実施(25年度:99回実施予定)	
③	排出時における不適正ごみへのシール貼付による指導啓発の徹底	24	○			不適正ごみへのシール貼付を実施。継続的に不適正ごみが排出される地域への啓発を実施	
④	分別できていないマンションに対する分別義務の徹底と未分別ごみの受入拒否	25	○			分別不十分マンションへの分別パンフレット等の配布。マンション、収集業者に対する現地調査を実施	
⑤	業者収集ごみの透明袋制の導入(11再掲)	—	(○)			—	
⑥	オフィス町内会などの小規模事業所が連携した効率的な資源回収の促進	26	○			三条商店街において古紙協同回収事業を実施(平成23年度～)。事業ごみ減量ニュースレター「ごみゆにけーしょん」を発行(平成22年度～)	
⑦	業種別のきめ細かい取組方法などの事業者向けの情報提供の推進(20再掲)	—	(○)			—	
⑧	分別排出義務の明確化と収集運搬業者へのペナルティを含む指導の徹底(12再掲)	—	(○)			—	
⑨	クリーンセンターにおける搬入監視の強化と分別できていない資源ごみ及び不適物の受入拒否の実施(13再掲)	—	(○)			—	
⑩	現行の容器包装リサイクル法の対象外となるプラスチック製品の再生利用に向けた新制度の創設(国への提言)	27	○			全国都市清掃会議を通じて国に要望	
⑪	拡大生産者責任をより重視した経費負担の枠組みづくり(国への提言)	28	○			容器包装リサイクル法の改正、有害・危険物についての製造・販売事業者による自主回収体制の構築に向けた国家予算要望(政策提言)を京都市独自に実施(平成23年度～)	

3つの基本方針	9つの基本施策	41の推進項目	通し番号	実施状況			現在の主な取組の概要
				実施中	実施済み又は 実施前最終段階	企画構想段階	
2 - (2) 地域力を活かした地域密着型の取組の推進							
	① 土・日も開設する「より近い・より便利」常設の回収場所の設置・拡大	29	○				平成24年度から、上京リサイクルステーションの利用時間を毎日9時～17時に拡大
	② 公共施設や民間商業施設における小型家電や携帯電話回収によるレアメタル等のリサイクルの推進	30	○				回収品目を15⇒34に拡大し(平成23年6月)、回収を実施中
	③ 地域ごとのごみの排出状況等の地域特性に応じた指導・啓発の推進(18再掲)	—	(○)				—
	④ 周辺地域における農家と連携した生ごみの堆肥化による地産地消のモデル地域の構築	31	○				生ごみコミュニティ堆肥化実施地域を毎年拡大し、平成25年12月末現在、6地域で実施中
	⑤ 学校や公園の落ち葉、家庭からの生ごみなど地域単位での堆肥化の促進	32	○				堆肥化活動助成制度を継続実施中(平成25年12月末時点で93件が活動中)
2 - (3) 「学生のまち、観光のまち」ならではの取組の推進							
	① 学園祭や地域のイベント等のエコ化を推進することにより、次代を担う若者を中心とした更なる環境意識の向上を図るイベントグリーン要綱の策定	33	○				平成25年度は、「京都市認定エコイベント」を92件登録。イベントのリユース食器利用促進の助成を21件実施(いずれも12月末時点)
	② 観光地に設置しているごみ容器への外国語やピクトグラム(絵文字)の標記	34	○				平成23年度から、ピクトグラム(絵文字)を貼付したごみ容器により、市民や外国人観光客に対するごみ分別啓発を実施中
	③ 宿泊施設等と連携した宿泊者に対する分別指導の推進	35			○		事業用大規模建築物への減量指導を実施中。宿泊者の分別意識向上を図るための方策を検討中
3 「ごみは安全に処理して最大限活用」 ～ごみの安心・安全な適正処理とエネルギー回収の最大化による温室効果ガスの削減～							
3 - (1) ごみからのエネルギー回収の最大化							
	① 南部クリーンセンター第2工場建替え時におけるバイオガス化施設の併設	36		○			平成25年度に建設工事契約を締結し、設計中
	② 市内に存在するバイオマス資源(間伐材、剪定枝、下水汚泥など)の総合的な利活用計画の策定とバイオガス化施設の社会実証の検討	37	○				平成22年度に京都市バイオマス活用推進計画を策定し、計画に基づき、小規模バイオガス化技術の実証、実用化に向けた事業可能性調査等を実施
3 - (2) 環境負荷を低減するごみの適正処理							
	① 現行の4工場体制のクリーンセンターを3工場とするなど、経済性に配慮した長寿命化計画による施設の整備・運営	38	○				施設保全計画を策定(平成25年度)
	② 蛍光灯や在宅医療廃棄物などの家庭から出る有害・危険物の回収(23再掲)	—	(○)				—
	③ ごみの焼却灰に含まれる金属の回収及びレアメタルの含有調査	39	○				最終報告書の作成
3 - (3) 市民の安心・安全とまちの美化の推進							
	① 「京都市災害廃棄物処理計画」や対応マニュアルの点検・見直し	40	○				「京都市災害廃棄物処理計画」と対応マニュアルを見直し中
	② 地域住民や警察等の関係機関との連携による不法投棄対策とまちの美化の推進	41	○				不法投棄巡回監視パトロールや監視カメラ等貸与制度を活用した対策の実施。まちの美化推進住民協定の締結促進

○4 1の推進項目の進ちよく状況（詳細）

基本方針 1「そもそもごみを出さない」

通し 番号	基本施策	推進項目	年次計画					担当課	
			平成 21～22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26～27 年		
1	1－（1） すぐにごみになるものを「買わない・つくりな	【実施済み又は本格実施中】 ① ごみ減量推進会議や環境関連団体等の地域における活動と連携した「すぐにごみになるものを買わない，財布にも環境にもやさしい消費行動」の普及・拡大	年次計画	<ul style="list-style-type: none"> エコまちステーションと連携した，地域ごみ減量推進会議の立ち上げの促進や活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> 取組の継続 				循環企画課
			進ちよく状況	（平成 23 年度） ・地域ごみ減量推進会議が新たに 8 団体立ち上がり，1 5 3 団体となった。そのうち，1 3 9 団体に対して活動支援を実施。 ・各区環境パートナーシップ事業について，平成 23 年度は，25 件，6,870 千円を各区・支所に令達し，市民活動団体が区役所と協働して実施する取組に助成した。 （平成 24 年度） ・地域ごみ減量推進会議が新たに 5 団体立ち上がり，1 5 8 団体となった。そのうち，1 4 3 団体に対して活動支援を実施。 ・各区環境パートナーシップ事業について，平成 24 年度は，27 件，6,920 千円を各区・支所に令達し，市民活動団体が区役所と協働して実施する取組に助成した。 （平成 25 年度） ・地域ごみ減量推進会議が新たに 8 団体立ち上がり，1 6 6 団体となった。そのうち，1 3 5 団体に対して活動支援を実施。（25 年 12 月末時点）					

通し 番号	基本施策	推進項目	年次計画					担当課	
			平成 21～22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26～27 年		
2	1-(1) すぐにごみ になるもの を「買わな い・つくら ない」	【実施済み又は本格実施中】 ② 「NO!レジ袋宣言」による市民、事業者と 連携した本格的なレジ袋削減の取組の全市展開	年 次 計 画	<ul style="list-style-type: none"> レジ袋削減協定の参加事業者数の増加に向けた働きかけ 北区をモデル地区とした取組 	<ul style="list-style-type: none"> 取組の継続 				循環企画課
			進 ち よ く 状 況	<ul style="list-style-type: none"> レジ袋削減キャンペーン 	<ul style="list-style-type: none"> レジ袋削減条例の制定可能性の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 取組の継続 			

通し 番号	基本施策	推進項目	年次計画					担当課	
			平成 21～22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26～27 年		
3	1-(1) すぐにごみ になるもの を「買わな い・つくら ない」	【実施済み又は本格実施中】 ③ 京都サンガF.C. やNPO等の市民団体、 大学、企業などと連携したマイボトル・マイ箸 等の持参運動の全市展開	年 次 計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都市ーサンガ コラボマイボ トルを用いたPR 活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組の継続 ・ 京都版エコマ ネーの試行実 施 				循環企画課
			進 ち よ く 状 況	<p>(平成 23 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都サンガF.C.とのコラボマイボトルを活用した「ECO スタンプラリー」の開催 ・ 平成 23 年 8 月 1 日から 12 月 28 日までの間、コーヒーチェーン店等と連携協力し、マイボ トル利用者にポイントを付与する「KYOTOエコマネー」を実施した(参加者:延べ2万5 千人, 商品交換:6462件) <p>(平成 24 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コーヒーチェーン店等でのマイボトル利用者と衣料品販売店への古着持ち込みに対し、ポイ ントを付与する「KYOTOエコマネー」を実施した(マイボトル:8/1~11/30, 衣料品:9/28 ~10/28)。参加者は延べ約20,000人, 商品交換件数は4,987件だった。 <p>(平成 25 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コーヒーチェーン店等でのマイボトル利用者と衣料品販売店への古着持ち込みに対し、ポイ ントを付与する「KYOTOエコマネー」を実施した(マイボトル:8/1~12/27, 衣料品:10/1 ~11/30)。 					

通し 番号	基本施策	推進項目		年次計画					担当課
				平成 21～22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26～27 年	
4		【企画構想段階】 ④ 家庭から出るごみの更なる削減に向けた有料指定袋の最大容量45リットル袋の廃止の検討	年次計画		<ul style="list-style-type: none"> 有料指定袋の販売状況、ごみの排出状況等を調査し、廃止の必要性を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 検討の継続 			循環企画課
			進捗状況	(平成 23 年度) ・ごみ袋の使用状況等の調査を実施 (平成 24 年度) ・ごみ袋の使用状況等の調査 (平成 23 年度実施) 結果等をもとに、京都市廃棄物減量等推進審議会で審議を実施 (1 回目) (平成 25 年度) ・京都市廃棄物減量等推進審議会で審議を実施 (2 回目)					

通し 番号	基本施策	推進項目	年次計画					担当課		
			平成 21～22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26～27 年			
5	1－(1) すぐにごみ になるもの を「買わな い・つくら ない」	【企画構想段階】 ⑤ レジ袋削減協定のコンビニエンスストアやドラッグストアなどへの対象業種の拡大，参加事業者の拡大による大幅なレジ袋の削減	年次計画	<ul style="list-style-type: none"> レジ袋削減協定の参加事業者数の増加に向けた働きかけ 北区をモデル地区とした取組 レジ袋削減キャンペーン 	<ul style="list-style-type: none"> 取組の継続 レジ袋削減条例の制定可能性の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 取組の継続 				循環企画課
			進捗状況	(平成 23 年度) ・平成 23 年 9 月 26 日に，株式会社阪食（阪急オアシス）とレジ袋削減協定を締結した。 ・平成 23 年 10 月 28 日に，京都市レジ袋有料化推進懇談会と共に，容器包装材削減に関するパネルディスカッションを開催した。 (平成 24 年度) ・平成 24 年 6 月 1 日に，株式会社光洋とレジ袋削減協定を締結した。これにより，京都市のレジ袋削減協定の参加者は，16 事業者・13 市民団体にまで増加した。 (平成 25 年度) 「レジ袋削減条例」について，ペットボトルやトレイなども含めた「容器包装」全体を対象を広げて条例化を検討している。						

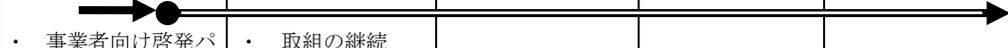
通し 番号	基本施策	推進項目	年次計画					担当課		
			平成 21～22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26～27 年			
6			年次計画	<ul style="list-style-type: none"> 2R型エコタウン構築に向けた事業モデル検討・普及・拡大 	<ul style="list-style-type: none"> エコ商店街の取組, 容器包装削減店舗等の情報サイトの立ち上げ 	<ul style="list-style-type: none"> 取組の継続 				循環企画課
				<ul style="list-style-type: none"> 京の環境みらい創生事業への高い水準の応募プランの獲得と, 助成成果の分かりやすい周知 	<ul style="list-style-type: none"> 取組の継続 					
			進ちよく状況	<p>(平成 23 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 北野商店街において, 7 月に夏まつりでリユース食器を活用, 11 月と 2 月にエコチケットキャンペーン (レジ袋辞退, 古着回収など) を実施。 京都市内エコスーパー応援サイト「ようきにへらそう!」の立ち上げ。(3月) 京の環境みらい創生事業について, 平成 23 年 8 月 22 日から 10 月 21 日まで, 応募プランを募集し, 21 プランの応募を得て, 4 プランを新規採択した。 平成 23 年 8 月 1 日から 12 月 28 日までの間, コーヒーチェーン店等と連携協力し, マイボトル利用者にポイントを付与する「KYOTOエコマネー」を実施した (参加者: 延べ 2 万 5 千人, 商品交換: 6462 件)。 北区スーパーにおいて省容器包装実験「ようきにへらそう! キャンペーン!」を実施 (3月) <p>(平成 24 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 東山区スーパーにおいて省容器包装実験「ようきにへらそう! キャンペーン!」を実施 (3月) 北野商店街での夏まつり (7 月) において, リユース食器を活用, 7 月, 11 月, 2～3 月にエコチケットキャンペーン (レジ袋辞退, 古着回収など) を実施。 コーヒーチェーン店等でのマイボトル利用者と衣料品販売店への古着持ち込みに対し, ポイントを付与する「KYOTOエコマネー」を実施した (マイボトル: 8/1～11/30, 衣料品: 9/28～10/28)。参加者は延べ約 20,000 人, 商品交換件数は 4,987 件だった。 <p>(平成 25 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 右京区において, 省容器包装実験「ようきにへらそう! キャンペーン!」を実施。(スーパー店頭調査: 8 月, オリジナルエコバッグの作成: 10 月, 区民ふれあいフェスティバルへのブース出展: 10 月) 北野エコチケット事業 (雑がみ等の古紙を中心とした資源物回収に対し, 商店街内で利用できる金券として使用できるチケットを発行) の実施 (11 月～), 北野商店街での夏まつり (7 月) において, リユース食器の利用・回収の啓発ブースの出展。 前年度に引き続き, 「KYOTOエコマネー」を実施した (マイボトル: 8/1～12/27, 衣料品: 10/1～11/30)。 						

通し 番号	基本施策	推進項目	年次計画					担当課	
			平成 21～22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26～27 年		
7	1 - (1) すぐにごみ になるもの を「買わな い・つくら ない」	【企画構想段階】 ⑦ 業種別の包装材の削減方法や削減率を定めた ガイドラインの作成と徹底した指導	年 次 計 画	<ul style="list-style-type: none"> 業種別の排出状況、取組状況等に係る実態調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 調査の継続 ガイドライン素案の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドライン作成に向けた事業者等からの意見聴取 容器包装材の削減に消費者・事業者が積極的に取り組む制度の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインの作成 制度の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインの周知、運用 制度の運用 	循環企画課
8		【企画構想段階】 ⑧ 生産、流通、販売の各段階における包装材の 一定量の削減を義務付ける条例の検討		進 ち よ く 状 況	<p>※平成 24 年 3 月の「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画策定時に年次計画を見直した</p> <p>(平成 23 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 包装材の排出状況や、事業者、自治体による取組状況等に関する基礎調査を実施 ガイドライン素案の作成 <p>(平成 24 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ガイドライン作成に向けた事業者等からの意見聴取 容器包装材の削減に消費者・事業者が積極的に取り組む制度の検討 容器包装材の削減に関する条例の検討 環境配慮型スーパーマーケット（エコストア）店舗を募集し、包装材削減の取組を実施、検証する「エコストア実験」を実施 <p>(平成 25 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 容器包装の削減を推進するための条例等新たな枠組みの構築に向けて、京都市廃棄物減量等推進審議会にて審議（10 月 25 日）いただきながら検討を実施 				

通し 番号	基本施策	推進項目	年次計画					担当課	
			平成 21～22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26～27 年		
9	1 - (2) 事業所など から出るご みを減らす	【実施済み又は本格実施中】 ① 大規模小売店舗の出店計画時におけるごみ処 理方法や資源化方法等の計画書提出の義務化	年 次 計 画	→ ● ・ 事業用大規模建 築物新築時の事 業系廃棄物の減 量計画書制度の 創設（条例改正） ・ 新制度の周知	● ← ・ 新制度施行 ・ 新制度に基づ く減量指導の 実施	・ 取組の継続			事業系廃棄物 対策室
			進 ち よ く 状 況	（平成 23 年度） ・ 新制度に基づく計画書の届出，減量指導を実施（減量計画書提出 45 件） （平成 24 年度） ・ 減量指導の実施（減量計画書提出件数 56 件） （平成 25 年度） ・ 減量指導の実施（減量計画書提出件数 40 件，12 月末時点）					

通し 番号	基本施策	推進項目	年次計画					担当課	
			平成 21～22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26～27 年		
10		<p>【実施済み又は本格実施中】</p> <p>② チェーンストア等多量にごみを排出する事業所への減量指導範囲の拡大</p>	<p>年次計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内店舗の延床面積の合計が3,000㎡以上の食品関連事業者への事業系廃棄物の減量計画書制度の対象拡大(条例改正) 制度に関する説明会等での周知 	<ul style="list-style-type: none"> 新制度施行 立入調査による減量指導の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 取組の継続 			事業系廃棄物対策室	
			進捗状況	<p>(平成 23 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正条例の対象となる食品関連事業者(44 事業者 838 店舗)から提出された減量計画書に基づき、訪問調査による減量指導を実施(19 事業者を訪問) <p>(平成 24 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正条例の対象となる食品関連事業者(43 事業者 841 店舗)から提出された減量計画書に基づき、訪問調査による減量指導を実施(23 事業者を訪問) <p>(平成 25 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正条例の対象となる食品関連事業者(43 事業者 896 店舗)から提出された減量計画書に基づき、訪問調査による減量指導を実施(13 事業者を訪問, 12 月末時点) 					

通し 番号	基本施策	推進項目	年次計画					担当課	
			平成 21～22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26～27 年		
11	1 - (2) 事業所など から出るご みを減らす	【実施済み又は本格実施中】 ③ 業者収集ごみの透明袋制の導入	年 次 計 画	<ul style="list-style-type: none"> 透明袋制度開始 事業者への制度周知 透明袋以外のごみを収集しないよう許可業者に指示 クリーンセンターにおける目視調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 取組の継続 透明袋以外のごみを排出した事業所への指導強化 許可業者に対し、継続した指導を実施 				事業系廃棄物 対策室
			進 ち よ く 状 況	<ul style="list-style-type: none"> 透明袋以外のごみを排出した事業所への指導を実施（平成 24 年度現在、ほぼ 100%の事業所が透明袋で排出されているが、以下の取組を継続実施） 透明袋以外のごみに警告シールを貼付し、収集しないよう許可業者に指示 クリーンセンターにおける展開調査を実施（平成 23 年度） クリーンセンターにおける展開調査を継続（展開調査 14 回、簡易目視調査 18 回）（平成 24 年度） クリーンセンターにおける展開調査を継続（展開調査 14 回、簡易目視調査 40 回）（平成 25 年度） クリーンセンターにおける展開調査を継続（展開調査 9 回、12 月時点） 					

通し 番号	基本施策	推進項目	年次計画					担当課	
			平成 21～22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26～27 年		
12	1 - (2) 事業所など から出るご みを減らす	【実施済み又は本格実施中】 ④ 分別排出義務の明確化と収集運搬業者への ペナルティを含む指導の徹底	年 次 計 画	 <ul style="list-style-type: none"> 事業者向け啓発パンフレットの作成、配布 取組の継続 商店街や業界団体等を通じた分別指導・啓発の実施 					事業系廃棄物 対策室
			進 ち よ く 状 況	(平成 23 年度) <排出事業者関係> ・事業ごみ減量ニュースレター「ごみゆにけーしょん」を定期的に発行 (5 回) ・三条会商店街における事業ごみ減量ワークショップを実施 (3 回) ・業界団体 (財団法人京都府生活衛生営業指導センター及び京都府料理飲食業組合連合会) への講習会を開催 (2 回) <許可業者関係> ・処分基準の改定と遵守事項の制定 (10 月) ・許可業者自己PR制度を創設, 当室HPで全 84 業者を紹介 (10 月～) ・「一般廃棄物収集運搬業従事者必携ハンドブック」を活用した従業員研修を実施(6 回) (平成 24 年度) <排出事業者関係> ・事業ごみ減量ニュースレター「ごみゆにけーしょん」を発行 (5 回) ・造園業者や民間資源化施設等が参加する剪定枝・刈草の資源化に向けたワークショップを実施 (3 回) <許可業者関係> ・優良事業者認定制度を創設(4 月～, 優良事業者数 23 業者) (平成 25 年度) <排出事業者関係> ・事業ごみ減量ニュースレター「ごみゆにけーしょん」を発行 (3 回, 12 月末時点) ・剪定枝等のリサイクル促進冊子「剪定枝・刈草のリサイクル BOOK」を発行(4 月) ・龍谷大学においてごみ減量に資する取組について教職員や学生とワークショップを実施 (2 回, 12 月末時点) <許可業者関係> ・優良事業者認定制度を継続 ((優良事業者数 23 業者, 12 月末時点)					

通し 番号	基本施策	推進項目	年次計画					担当課	
			平成 21～22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26～27 年		
13	1 - (2) 事業所など から出るご みを減らす	【実施済み又は本格実施中】 ⑤ クリーンセンターにおける搬入監視の強化と 分別できていない資源ごみ及び不適物の受入拒 否の実施	年 次 計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 搬入状況調査、 監視強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組の継続 				施設管理課
			進 ち よ く 状 況	(平成 23 年度) <ul style="list-style-type: none"> ・ クリーンセンターへの搬入監視強化のため、不定期に月 2 回展開調査を実施した。(展開調査 22 回, 簡易目視調査 18 回) ・ 資源ごみについては、本格実施に向け、古紙類の分別回収のモデル実験を行った。(実施期間：平成 23 年 10 月 17 日～同年 12 月 16 日) (平成 24 年度) <ul style="list-style-type: none"> ・ クリーンセンターにおける展開調査を実施(展開調査 25 回 ・ 簡易目視調査 30 回) ・ クリーンセンターにおける紙ごみ分別回収を実施(平成 24 年 7 月 9 日から)し、76t を回収 (平成 25 年度) <ul style="list-style-type: none"> ・ クリーンセンターにおける展開調査を実施(平成 25 年 12 月末時点で展開調査 18 回 ・ 簡易目視調査 9 回) ・ クリーンセンターにおける紙ごみ分別回収を実施し、平成 25 年 12 月末時点で 81t を回収 					

通し 番号	基本施策	推進項目	年次計画					担当課	
			平成 21～22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26～27 年		
14		<p>【企画構想段階】</p> <p>⑥ 有料指定袋制度など事業者が排出するごみの量に応じて処理料金を負担し、減量努力が反映される仕組みづくり</p>	年次計画	<ul style="list-style-type: none"> 透明袋制度の施行 中央卸売市場第一市場における有料指定袋制度試行 	<ul style="list-style-type: none"> 透明袋制度の効果について分析, 検証 平成 23 年 4 月からの業者収集ごみ手数料引き上げ効果について分析, 検証 			<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年 4 月からの業者収集ごみ手数料引き上げ効果について分析, 検証 有料指定袋制度等の新料金制度導入可否について研究, 検討 	事業系廃棄物対策室
			進ちよく状況	<ul style="list-style-type: none"> 排出者に対しごみ量把握の啓発 取組の継続 					
			<p>(平成 23 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 許可業者全 84 業者への巡回調査や「京都市の事業ごみの収集運搬業に係る満足度調査」による分析・検討 業者収集ごみの組成実態調査を実施(11 月) <p>(平成 24 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度業者収集ごみ組成実態調査結果から、透明袋制度の減量効果等について分析, 検証 <p>(平成 25 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 分析, 検証を継続 						

通し 番号	基本施策	推進項目	年次計画					担当課	
			平成 21～22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26～27 年		
15	1 - (2) 事業所など から出るご みを減らす	【実施済み又は本格実施中】 ⑦ ごみの減量や再資源化を促す処理手数料の見直し	年次計画	<ul style="list-style-type: none"> 業者収集ごみ手数料の段階的な引き上げに係る広報の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年 4 月～800 円/100kg に引き上げ 	<ul style="list-style-type: none"> 持込ごみの搬入手料の改定の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 業者収集ごみ手数料の段階的な引き上げに係る広報の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年 4 月～1,000 円/100kg に引き上げ 更なる値上げの可否・手法について検討 	循環企画課 ・ 事業系廃棄物 対策室
			進ちよく状況	(平成 23 年度) ・平成 23 年 4 月～800 円/100kg に引き上げ (平成 25 年度) ・業者収集ごみの処分手数料改定(平成 26 年 4 月～800 円/100kg→1,000 円/100kg)に係る広報の実施					

通し 番号	基本施策	推進項目	年次計画					担当課
			平成 21～22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26～27 年	
16		<p>【実施済み又は本格実施中】</p> <p>⑧ ごみ減量等に取り組む優良事業所の表彰</p>	年次計画	<ul style="list-style-type: none"> 事業用大規模建築物の減量指導結果の点数化試行 	<ul style="list-style-type: none"> 表彰制度の設計 	<ul style="list-style-type: none"> 表彰制度の創設 表彰の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 取組の継続 	事業系廃棄物 対策室
			進捗状況	<p>(平成 23 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみ減量等に取り組む優良事業所における認定制度の詳細な検討 <p>(平成 24 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ごみ減量・3R 活動優良事業所認定制度」を創設(4 月～, 認定件数 44 件) <p>(平成 25 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ごみ減量・3R 活動優良事業所認定制度」を継続 (認定件数 10 件, 12 月末時点) 				

通し 番号	基本施策	推進項目	年次計画					担当課	
			平成 21～22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26～27 年		
17	1 - (3) 分かりやす い情報提供 と環境学習 機会の拡大	【実施済み又は本格実施中】 ① ごみの減量方法等を分かりやすく掲載した 総合環境情報誌の作成・全戸配布	年 次 計 画	 <ul style="list-style-type: none"> 総合環境情報誌の作成, 配布 定期的な内容の見直し, 周知 					循環企画課
			進 ち よ く 状 況	(平成 23 年度) ・ごみ減量・分別ハンドブック追記版を全戸配布 (3 月) (平成 24 年度) ・ごみ減量・分別に係る情報を, 市民しんぶん挟み込みを活用して掲載し, 全戸配布 (1 月) (平成 25 年度) ・ごみ減量・分別に係る情報を, 市民しんぶん挟み込みを活用して掲載し, 全戸配布 (3 月 予定)					

通し 番号	基本施策	推進項目	年次計画					担当課	
			平成 21～22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26～27 年		
18		【実施済み又は本格実施中】 ② 地域ごとのごみの排出状況等の地域特性に応じた指導・啓発の推進	年次計画	<ul style="list-style-type: none"> 地域ごとに地元説明会及びごみ排出状況調査を実施 調査結果に基づく啓発活動を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 取組の継続 				まち美化推進課
			進ちよく状況	(平成 23 年度) ・行政区ごとに 2 学区を選定し、排出状況を調査した上で、それに基づく啓発活動を実施 (平成 24 年度) ・地域におけるごみ排出状況等の地域特性に応じ、ごみの排出場所等での啓発・指導を実施 (平成 25 年度) ・地域におけるごみ排出状況等の地域特性を把握するため、学区別台帳を作成し、まち美化事務所のマンパワーを活用した地域アプローチを実施中。					

通し 番号	基本施策	推進項目	年次計画					担当課	
			平成 21～22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26～27 年		
19	1－(3) 分かりやすい情報提供 と環境学習 機会の拡大	【実施済み又は本格実施中】 ③ 子どもたちを指導する立場の先生やリーダー等への理解促進による指導者から子どもたちへ知識を伝える環境学習の展開	年次計画	<ul style="list-style-type: none"> ごみ減量・分別・リサイクル意識の高揚を図るエコバスツアーの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 取組の継続 				地球温暖化対策室 ・ 循環企画課
			進ちよく状況	(平成 23 年度) <ul style="list-style-type: none"> エコライフチャレンジの全市立小学校における実施 (173 校) 学習後の生徒に学習効果を持続するための「フォローアッププログラム」の開発 エコバスツアーを、67 回開催し、延べ 1385 人が参加した。 (平成 24 年度) <ul style="list-style-type: none"> エコライフチャレンジの全市立小学校における実施 (170 校) 学習後の生徒に学習効果を持続するための「フォローアッププログラム」の継続実施 (3 校) エコバスツアーを、90 回開催し、延べ 2,086 人が参加した。 (平成 25 年度) <ul style="list-style-type: none"> エコバスツアーを、65 回開催し、延べ 1,571 人が参加した (12 月末時点)。 エコライフチャレンジの全市立小学校における実施 (168 校中 103 校実施済, 12 月末時点) 「フォローアッププログラム」の継続実施 (4 校) 	<ul style="list-style-type: none"> エコライフチャレンジの全市立小学校で実施 	<ul style="list-style-type: none"> 取組の継続 			

通し 番号	基本施策	推進項目	年次計画					担当課		
			平成 21～22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26～27 年			
20	1－(3) 分かりやすい情報提供 と環境学習 機会の拡大	【実施済み又は本格実施中】 ④ 業種別のきめ細かい取組方法などの事業者向 けの情報提供の推進	年 次 計 画	<ul style="list-style-type: none"> 減量指導の実施 事業者向け啓発パンフレットの作成、配布 	<ul style="list-style-type: none"> 取組の継続 取組の継続 商店街や業界団体等を通じた分別指導・啓発の実施 					事業系廃棄物 対策室
			進 ち よ く 状 況	<p>(平成 23 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業用大規模 建築物への立入調査による減量指導を継続(1,397 件) 分別啓発パンフレットを活用した啓発を実施 民間資源化施設の一覧を記載した啓発チラシを活用し、剪定枝処分の発注部局、造園協同組合等に対し分別啓発を実施 (7 月～) 各クリーンセンターの剪定枝搬入者に対し、啓発チラシを配布 (8 月～) 事業ごみ減量ニュースレター「ごみゆにけーしょん」を定期的に発行 (5 回) 三条会商店街における事業ごみ減量ワークショップを実施 (3 回) 業界団体 (財団法人京都府生活衛生営業指導センター及び京都府料理飲食業組合連合会) への講習会を開催 (2 回) <p>(平成 24 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業用大規模建築物への立入調査による減量指導を継続(1,199 件) 分別啓発パンフレットを活用した啓発を継続 事業ごみ減量ニュースレター「ごみゆにけーしょん」を発行 (5 回) 剪定枝の分別啓発を継続 造園業者や民間資源化施設等が参加する剪定枝・刈草の資源化に向けたワークショップを実施 (3 回) <p>(平成 25 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業用大規模建築物への立入調査による減量指導を継続(1,014 件, 12 月末時点) 分別啓発パンフレットを活用した啓発を継続 事業ごみ減量ニュースレター「ごみゆにけーしょん」を発行 (3 回, 12 月末時点) 剪定枝の分別啓発を継続 剪定枝等のリサイクル促進冊子「剪定枝・刈草のリサイクル BOOK」を発行(4 月) 龍谷大学においてごみ減量に資する取組について教職員や学生とワークショップを実施 (2 回, 12 月末時点) 						

通し 番号	基本施策	推進項目		年次計画					担当課	
				平成 21～22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26～27 年		
21			年次計画	<ul style="list-style-type: none"> 大学と連携した家庭ごみ細組成調査の継続実施 大学の調査研究への参画 研修生の受入れ 	<ul style="list-style-type: none"> 取組の継続 					循環企画課
				進捗状況	<p>(平成 23 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 京都大学と共同で家庭ごみ細組成調査を実施 (11 月) 京都大学からのインターンシップ生を 1 名受入れ (9 月) <p>(平成 24 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 京都大学と共同で家庭ごみ細組成調査を実施 (10 月) 産学公連携による、「バイオ軽油」実用化プロジェクトを開始 (～平成 26 年度まで) <p>(平成 25 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 京都大学と共同で家庭ごみ細組成調査を実施 (10 月) 産学公連携による、「バイオ軽油」実用化プロジェクトを実施 					

基本方針 2 「ごみは資源、可能な限りリサイクル」

通し 番号	基本施策	推進項目	年次計画					担当課		
			平成 21～22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26～27 年			
22	2- (1) 徹底した分 別によるリ サイクルの 推進	【実施済み又は本格実施中】 ① 使用済みてんぷら油などの回収拠点拡大や コミュニティ回収の品目拡大など既存の資源 回収の更なる充実	年 次 計 画	<ul style="list-style-type: none"> 資源物回収拠点の拡大 コミュニティ回収実施登録団体の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 取組の継続 					循環企画課 ・ まち美化 推進課
			進 ち よ く 状 況	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティ回収の品目拡大の検討を含む、より効果的な資源回収のあり方の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 上京リサイクルステーション等の拠点回収品目拡大（古紙類の回収開始） コミュニティ回収にて「雑がみ」の回収を開始 団体に同意を得た場合の回収場所等の公表の開始 				<ul style="list-style-type: none"> 移動式資源回収のモデル実施、本格実施に向けた検討 	
				(平成 23 年度) ・上京リサイクルステーション等の拠点回収品目拡大（古紙類の回収開始） ・コミュニティ回収にて「雑がみ」の回収を開始 ・団体に同意を得た場合の回収場所等の公表の開始 ・H23 年 11 月から、各まち美化事務所に、品目を拡大して拠点回収を実施（平成 24 年度） ・移動式資源回収のモデル実施（全 68 回実施）、本格実施に向けてマニュアルの作成 ・マーケット回収実施団体募集（8 月～）、回収実施（11 月～）、活動団体数 5 団体 ・雑がみ保管袋配布（8 月～） ・まち美化事務所に古紙・インクカートリッジ回収開始（8 月～） ・エコまちステーションにて古紙と古着回収開始（8 月～） (平成 25 年度) ・有害・危険ごみ等の移動式拠点回収事業の本格実施（全 99 回実施予定、12 月末時点で 73 回実施） ・「包装紙等の雑がみの分別リサイクル拡大に向けた社会実験」を実施（7 月～3 月） ・まち美化事務所によるコミュニティ回収団体数や参加世帯数の拡大及び雑がみ回収の徹底に向けた地域への働きかけ（8 月～） ・マーケット回収活動団体数 7 団体（平成 25 年 12 月末時点）						

通し 番号	基本施策	推進項目	年次計画					担当課	
			平成 21～22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26～27 年		
23	2- (1) 徹底した分別によるリサイクルの推進	【実施済み又は本格実施中】 ② 蛍光管や在宅医療廃棄物などの家庭から出る有害・危険物の回収	年次計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 蛍光管の回収の継続，回収量拡大に向けた普及・啓発の実施 ・ 有害・危険廃棄物の回収のあり方の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組の継続 				循環企画課 ・ まち美化推進課
			進ちょく状況	<p>(平成 23 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H23 年 6 月からは上京リサイクルステーション，各エコまちステーションで，H23 年 11 月からは各まち美化事務所にて，水銀体温計，使い捨てライター，ボタン電池の回収も開始 (平成 24 年度) ・ 上京リサイクルステーション，各エコまちステーション，各まち美化事務所にて，水銀体温計，使い捨てライター，ボタン電池を引き続き回収 ・ 移動式資源回収のモデル実施 (全 68 回実施)，本格実施に向けてマニュアルの作成 (平成 25 年度) ・ 水銀体温計，使い捨てライター，ボタン電池回収の取組を継続中 ・ 有害・危険ごみ等の移動式拠点回収事業の本格実施 (全 99 回実施予定，12 月末時点で 73 回実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上京リサイクルステーション等の拠点回収品目拡大 				

通し 番号	基本施策	推進項目	年次計画					担当課	
			平成 21～22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26～27 年		
24	2- (1) 徹底した分 別によるリ サイクルの 推進	【実施済み又は本格実施中】 ③ 排出時における不適正ごみへのシール貼付に よる指導啓発の徹底	年 次 計 画	<ul style="list-style-type: none"> 不適正ごみへのシール貼付の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 取組の継続 				まち美化 推進課
			進 ち よ く 状 況	<ul style="list-style-type: none"> 地域ごとに家庭ごみ及び資源ごみの異物の把握による普及・啓発の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 取組の継続 				

通し 番号	基本施策	推進項目	年次計画					担当課		
			平成 21～22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26～27 年			
25	2- (1) 徹底した分 別によるリ サイクルの 推進	【実施済み又は本格実施中】 ④ 分別できていないマンションに対する分別義 務の徹底と未分別ごみの受入拒否	年 次 計 画	 <ul style="list-style-type: none"> 業者収集マンシ ョンの届出制 度の創設 分別義務の明 確化 透明袋での排 出義務化開始 マンション管理 者及び住民に対 しての分別啓発 現地調査 資源ごみが分 別出来ていない 場合のクリーン センターでの受 入拒否要綱制定 	<ul style="list-style-type: none"> 取組の継続 業者収集マ ンション入居 者向けの分別 パンフレット の作成, 配布 新規マンシ ョンの把握 					事業系廃棄物 対策室
			進 ち よ く 状 況	(平成 23 年度) <ul style="list-style-type: none"> 分別不十分のマンション管理者及び入居者に対し, 掲示物及び分別パンフレット等を配布 届出書に基づき分別状況及び透明袋での排出等について現地調査を実施 業者収集マンション管理者に対するアンケート調査「業者収集マンション等のごみに係る調査」を実施 (2 月) 許可業者への巡回調査及び「業者収集マンション資源ごみ動向調査」の実施, 同結果の分析・検討 (平成 24 年度) (平成 24 年度) <ul style="list-style-type: none"> 分別不十分のマンション管理者及び入居者に対し, 掲示物及び分別パンフレット等を配布 届出書に基づき分別状況及び透明袋での排出等について現地調査を実施 業者収集マンション管理者に対するアンケート調査「業者収集マンション等のごみに係る調査」の分析・検討 許可業者への巡回調査及び「業者収集マンション資源ごみ動向調査」の実施, 同結果の分析・検討 業者収集マンション管理者講習会の開催 (12 月) (平成 25 年度) <ul style="list-style-type: none"> 分別不十分のマンション管理者及び入居者に対し, 掲示物及び分別パンフレット等を配布 届出書に基づき分別状況及び透明袋での排出等について現地調査を実施 業者収集マンション管理者に対するアンケート調査「業者収集マンション等のごみに係る調査」の分析・検討 許可業者への巡回調査及び「業者収集マンション資源ごみ動向調査」の実施, 同結果の分析・検討 						

通し 番号	基本施策	推進項目	年次計画					担当課	
			平成 21～22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26～27 年		
26	2- (1) 徹底した分別によるリサイクルの推進	【実施済み又は本格実施中】 ⑥ オフィス町内会などの小規模事業所が連携した効率的な資源回収の促進	年次計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ オフィス町内会等の資源化可能な廃棄物を効率よく回収できる仕組みの構築の検証 ・ 制度構築の課題の検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街や業界団体等を通じた分別指導・啓発の実施 ・ 改正条例の対象となる食品関連事業者に対し、立入調査により資源回収の現状把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組の継続 			
			進ちよく状況	<p>(平成 23 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正条例の対象となる食品関連事業者(44 事業者 838 店舗)から提出された減量計画書に基づき、訪問調査による減量指導を実施(19 事業者を訪問) ・ 事業ごみ減量ニュースレター「ごみゆにけーしょん」を定期的に発行(5 回) ・ 三条会商店街における事業ごみ減量ワークショップを実施(3 回) ・ 業界団体への講習会を開催(2 回) ・ 三条会商店街でのワークショップを通じた古紙回収実験を実施(2 月, ダンボール, 新聞, 雑誌及び雑がみが対象, 5 回で 1,050kg 回収) <p>(平成 24 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正条例の対象となる食品関連事業者(43 事業者 841 店舗)から提出された減量計画書に基づき、訪問調査による減量指導を実施(23 事業者を訪問) ・ 三条会商店街における古紙共同回収事業を実施(5 月～, ダンボール, 新聞, 雑誌及び雑がみが対象, 1 回の回収量は約 230kg) ・ 事業ごみ減量ニュースレター「ごみゆにけーしょん」を発行(5 回) ・ クリーンセンターにおける紙ごみ分別回収を実施(平成 24 年 7 月 9 日～, 76t 回収) <p>(平成 25 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正条例の対象となる食品関連事業者(43 事業者 896 店舗)から提出された減量計画書に基づき、訪問調査による減量指導を実施(13 事業者を訪問, 12 月末時点) ・ 三条会商店街における古紙共同回収事業を実施(5 月～, ダンボール, 新聞, 雑誌及び雑がみが対象, 1 回の回収量は約 300kg) ・ 事業ごみ減量ニュースレター「ごみゆにけーしょん」を発行(5 回) ・ クリーンセンターにおける紙ごみ分別回収を実施(81t 回収, 12 月末時点) 	事業系廃棄物 対策室				

通し 番号	基本施策	推進項目	年次計画					担当課	
			平成 21～22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26～27 年		
27		<p>【実施済み又は本格実施中】</p> <p>⑩ 現行の容器包装リサイクル法の対象外となるプラスチック製品の再生利用に向けた新制度の創設（国への提言）</p>	年次計画	<ul style="list-style-type: none"> 新制度創設に向けた国への提言 	<ul style="list-style-type: none"> 取組の継続 全国都市清掃会議企画委員会等議論への参加 	→	(改正容器包装リサイクル法の施行予定)		循環企画課
			進捗よく状況	<p>(平成 23 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国都市清掃会議を通して国に要望を行った（7月） 同会議企画委員会における容器包装リサイクル法の改正についての議論に参画（9月） <p>(平成 24 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国都市清掃会議を通して国に要望を行った（7月） <p>(平成 25 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国都市清掃会議を通して国に要望を行った（7月） 					

通し 番号	基本施策	推進項目	年次計画					担当課	
			平成 21～22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26～27 年		
28	2 - (1) 徹底した分 別によるリ サイクルの 推進	【実施済み又は本格実施中】 ⑩ 拡大生産者責任をより重視した経費負担の枠 組みづくり（国への提言）	年 次 計 画	<ul style="list-style-type: none"> 制度改正に向けた国への提言 	<ul style="list-style-type: none"> 取組の継続 全国都市清掃会議企画委員会等議論への参加 	→	(改正容器包装リサイクル法の施行予定)		循環企画課
			進 ち よ く 状 況	(平成 23 年度) <ul style="list-style-type: none"> 容器包装リサイクル法の改正，小型家電新法の制定に向けた国家予算要望（政策提言）を京都市独自で実施（6月） (平成 24 年度) <ul style="list-style-type: none"> 容器包装リサイクル法の改正，有害・危険物についての製造・販売事業者による自主回収体制の構築に向けた国家予算要望（政策提言）を京都市独自で実施（6月） (平成 25 年度) <ul style="list-style-type: none"> 容器包装リサイクル法の改正，有害・危険物についての製造・販売事業者による自主回収体制の構築に向けた国家予算要望（政策提言）を京都市独自で実施（6月） 					

通し 番号	基本施策	推進項目	年次計画					担当課	
			平成 21～22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26～27 年		
29	2- (2) 地域力を活かした地域 密着型の取 組の推進	【実施済み又は本格実施中】 ① 土・日も開設する「より近い・より便利な」 常設の回収場所の設置・拡大	年 次 計 画	<ul style="list-style-type: none"> 上京リサイクルステーションの開設・運営 	<ul style="list-style-type: none"> 取組の継続 				循環企画課 ・ まち美化 推進課
			進 ち よ く 状 況	(平成 23 年度) ・ 地下鉄駅・商業施設等に市民への P R 効果の高い回収ボックスの製作, 設置 (平成 24 年度) ・ 上京リサイクルステーションの利用時間を毎日 9 時～17 時に拡大 ・ リユース家具展示場 (旧下京まち美化事務所) にて古着等の回収開始 (平成 25 年度) ・ 取組を継続中					

通し 番号	基本施策	推進項目	年次計画					担当課	
			平成 21～22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26～27 年		
30	2 - (2) 地域力を活 かした地域 密着型の取 組の推進	【実施済み又は本格実施中】 ② 公共施設や民間商業施設における小型家電や 携帯電話回収によるレアメタル等のリサイクル の推進	年 次 計 画	<ul style="list-style-type: none"> 国との連携によるモデル事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 回収品目の拡大 				循環企画課
			進 ち よ く 状 況	(平成 23 年度) ・回収品目を 15⇒34 品目に拡大 (6 月) (平成 24 年度) ・回収 (34 品目) を継続 (平成 25 年度) ・多くの市民が集まるイベントのほか、環境意識の高い市民や事業者に回収ボックスを貸し出す臨時回収の実施予定					

通し 番号	基本施策	推進項目	年次計画					担当課	
			平成 21～22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26～27 年		
31		<p>【実施済み又は本格実施中】</p> <p>④ 周辺地域における農家と連携した生ごみの堆肥化による地産地消のモデル地域の構築</p>	年次計画	<ul style="list-style-type: none"> 京北地域（1箇所）で生ごみコミュニティたい肥化モデル事業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 京北地域（2箇所）で生ごみコミュニティたい肥化本格実施 その他の地域への拡大（2箇所） 	<ul style="list-style-type: none"> 取組の継続、拡大 			循環企画課
			進ちよく状況	<p>（平成 23 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> 京北地域（2箇所）で生ごみコミュニティたい肥化実施 その他の地域への拡大に向け地元調整 <p>（平成 24 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存地域（京北 2 箇所）は取組を継続 4 地域（深草，京北，大原，大原野）で新たに開始 <p>（平成 25 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規実施に向けて地元調整中 					

通し 番号	基本施策	推進項目	年次計画					担当課	
			平成 21～22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26～27 年		
32	2 - (2) 地域力を活かした地域密着型の取組の推進	【実施済み又は本格実施中】 ⑤ 学校や公園の落ち葉，家庭からの生ごみなどの地域単位での堆肥化の促進	年次計画	<ul style="list-style-type: none"> 堆肥化活動助成制度創設 	<ul style="list-style-type: none"> 取組の継続，拡大 				まち美化推進課
			進ちよく状況	(平成 23 年度) ・堆肥化活動の助成実績 (新規 24 件，既存 32 件) (平成 24 年度) ・堆肥化活動の実施団体数 77 件 (平成 25 年度) ・堆肥化活動の実施団体数 93 件 (12 月末時点)					

通し 番号	基本施策	推進項目	年次計画					担当課	
			平成 21～22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26～27 年		
33	2- (3) 「学生のま ち、観光のま ち」ならでは の取組の推 進	【実施済み又は本格実施中】 ① 学園祭や地域のイベント等のエコ化を推進することにより、次代を担う若者を中心とした更なる環境意識の向上を図るイベントグリーン要綱の策定	年 次 計 画	<ul style="list-style-type: none"> 京都市エコイベント実施要綱の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 京都市エコイベント実施要綱に基づくエコイベントの拡大 リユース食器導入促進助成金の交付 				循環企画課
			進 ち よ く 状 況	(平成 23 年度) ・平成 23 年度は、84 のイベントを「京都市認定エコイベント」として登録。 ・平成 23 年度は、23 のイベントにリユース食器利用促進の助成を行った。 (平成 24 年度) ・平成 24 年度は、99 のイベントを「京都市認定エコイベント」として登録。 ・平成 24 年度は、30 のイベントにリユース食器利用促進の助成を行った。 (平成 25 年度) ・平成 25 年度は、92 のイベントを「京都市認定エコイベント」として登録(12 月末時点)。 ・平成 25 年度は、21 のイベントにリユース食器利用促進の助成を行った(12 月末時点)。					

通し 番号	基本施策	推進項目	年次計画					担当課	
			平成 21～22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26～27 年		
34	2 - (3) 「学生のま ち、観光のま ち」ならでは の取組の推 進	【実施済み又は本格実施中】 ② 観光地に設置しているごみ容器への外国語や ピクトグラム（絵文字）の標記	年 次 計 画	<ul style="list-style-type: none"> 代表的な観光地の街頭ごみ容器に試験的に案内サインを貼付し、貼付前と貼付後の分別状況を確認 	<ul style="list-style-type: none"> 市内全域にある街頭ごみ容器への案内サインの貼付 新たなピクトグラム案について調査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 取組の継続 			まち美化 推進課
			進 ち よ く 状 況	<p>(平成 23 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学と連携し、新たなピクトグラム案についてごみ分別率調査（5 月～8 月）及び市民、観光客アンケート調査（10 月）を実施した。 市内全域にある街頭ごみ容器に、日本語、英語、中国語、ハングルの 4 箇国語入りのピクトグラム（絵文字）の貼り付け（11 月）により、市民や外国人観光客に対し、ごみ分別の推進を図った。 <p>(平成 24 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、市内全域にある街頭ごみ容器に、日本語、英語、中国語、ハングルの 4 箇国語入りのピクトグラム（絵文字）の貼り付けによる、市民や外国人観光客に対する啓発を行い、ごみ分別を推進。（年度当初貼付容器数 666 基） <p>(平成 25 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 取組を継続中。（年度当初貼付容器数 557 基） 					

通し 番号	基本施策	推進項目	年次計画					担当課	
			平成 21～22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26～27 年		
35		【企画構想段階】 ③ 宿泊施設等と連携した宿泊者に対する分別指導の推進	年次計画	<ul style="list-style-type: none"> 京都旅館・ホテル環境ガイドライン 2010 適用の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 取組の継続 				地球温暖化対策室 ・ 循環企画課 ・ 事業系廃棄物対策室
			進ちよく状況	(平成 23 年度) ・ 事業用大規模建築物への立入調査による減量指導を継続(1,397 件) ・ ガイドラインの適用推進を継続 (平成 24 年度) ・ 事業用大規模建築物への立入調査による減量指導を継続(1,199 件) ・ ガイドラインの適用推進を継続 (平成 25 年度) ・ 事業用大規模建築物への立入調査による減量指導を継続(1,014 件, 12 月末時点) ・ ガイドラインの適用推進を継続					

基本方針 3 「ごみは安全に処理して最大限活用」

通し 番号	基本施策	推進項目	年次計画					担当課	
			平成 21～22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26～27 年		
36	3- (1) ごみからの エネルギー 回収の最大 化	【実施前最終段階】 ① 南部クリーンセンター第2工場建替え時に おけるバイオガス化施設の併設	年 次 計 画	<ul style="list-style-type: none"> 建設工事に向けた調整, 検討 				<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年に 30 年度内の竣工を目指し, 建設工事を実施 	施設整備課
			進 ち よ く 状 況	(平成 23 年度) ・循環型社会形成推進交付金に係る地域計画の事後評価 ・最新の他都市事例調査 ・メーカー及び学識者からの意見集積 (平成 24 年度) ・発注仕様書作成 (平成 25 年度) ・公告, 契約締結, 設計中 (12 月末時点)					

通し 番号	基本施策	推進項目	年次計画					担当課		
			平成 21～22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26～27 年			
37			年次計画	<ul style="list-style-type: none"> 京都市バイオマス活用推進計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> 計画の推進, 進ちよく管理 バイオガス化などのバイオマスに関する実証の検討 クリーンセンターでの木くずの分別の検討 					循環企画課 ・ 事業系廃棄物 対策室
			進ちよく状況	(平成 23 年度) <ul style="list-style-type: none"> 計画の推進, 進ちよく指標の検討 バイオガス化などのバイオマスに関する実証の情報収集 民間資源化施設の一覧を記載した啓発チラシを活用し, 剪定枝処分の発注部局, 造園協同組合等に対し分別啓発を実施 (7 月～) 各クリーンセンターの剪定枝搬入者に対し, 啓発チラシを配布 (8 月～) 持込ごみ中木製家具の資源化実験を実施 (11 月, 実験期間の 17 日間で, 22.4 トンの木製家具を資源化) (平成 24 年度) <ul style="list-style-type: none"> 計画の推進, 進ちよく指標の検討 中央卸売市場第一市場及び複合商業施設を対象に, オンサイトでの小規模バイオガス化技術の実証, 実用化に向けて, 事業化可能性調査を実施 (6 月～) 産学公連携による, 「バイオ軽油」実用化プロジェクトを開始 (～平成 26 年度まで) 剪定枝の分別啓発を継続 造園業者や民間資源化施設等が参加する剪定枝・刈草の資源化に向けたワークショップを実施 (3 回) (平成 25 年度) <ul style="list-style-type: none"> 計画の推進, 進ちよく指標の調査 中央卸売市場第一市場及び複合商業施設を対象に, オンサイトでの小規模バイオガス化技術の実用化に向けて, 実用化モデル検討調査の実施 産学公連携による, 「バイオ軽油」実用化プロジェクトを実施 剪定枝のリサイクル促進冊子「剪定枝・刈草のリサイクル BOOK」を発行 (4 月) 						

通し 番号	基本施策	推進項目	年次計画					担当課	
			平成 21～22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26～27 年		
38	3 - (2) 環境負荷を 低減するご みの適正処 理	【実施済み又は本格実施中】 ① 現行の4工場体制のクリーンセンターを3工 場とするなど、経済性に配慮した長寿命化計画 による施設の整備・運営	年 次 計 画	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設備及 び機器を機能診 断、評価、改善 するといった施 設保全計画の策 定 		<ul style="list-style-type: none"> 施設保全計 画に基づく効 率的な維持管 理 	<ul style="list-style-type: none"> 東部クリ ンセンターを 休止し、3工場 体制へ 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の長期 稼働を目指す 延命化計画の 策定検討 	施設整備課
			進 ち よ く 状 況	(平成 23 年度) ・施設保全計画の策定に係る資料収集 (平成 24 年度) ・施設保全計画の策定作業 (平成 25 年度) ・施設保全計画の策定 (12 月末時点)					

通し 番号	基本施策	推進項目	年次計画					担当課	
			平成 21～22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26～27 年		
39		【実施済み又は本格実施中】 ③ ごみの焼却灰に含まれる金属の回収及びレア メタルの含有調査	年 次 計 画		<ul style="list-style-type: none"> 焼却灰に含まれる金属類回収の開始, レア メタル含有調 査の実施 				施設整備課
			進 ち よ く 状 況	(平成 23 年度) ・焼却灰溶融施設（試運転中）での鉄等回収を実施 ・レアメタル含有調査の実施 (平成 24 年度) ・最終報告書を作成					

通し 番号	基本施策	推進項目	年次計画					担当課	
			平成 21～22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26～27 年		
40	3 - (3) 市民の安心・安全とま ちの美化の 推進	【実施済み又は本格実施中】 ① 「京都市災害廃棄物処理計画」や対応マニ ュアルの点検・見直し	年 次 計 画	<ul style="list-style-type: none"> 京都市災害廃棄物処理実践行動マニュアルの随時点検・見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 取組の継続 				循環企画課
			進 ち よ く 状 況	(平成 23 年度) <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時における応急対策活動に関する民間 4 団体との協定を締結 (4 月) 「京都市の防災対策総点検」に基づく京都市災害廃棄物処理計画等の点検 (12 月) (平成 24 年度) <ul style="list-style-type: none"> 「京都市災害廃棄物処理計画」や対応マニュアルの見直しに向けた調査・検討 (平成 25 年度) <ul style="list-style-type: none"> 「京都市災害廃棄物処理計画」や対応マニュアルの見直し (予定) 					

通し 番号	基本施策	推進項目	年次計画					担当課		
			平成 21～22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26～27 年			
41		<p>【実施済み又は本格実施中】</p> <p>② 地域住民や警察等の関係機関との連携による不法投棄対策とまちの美化の推進</p>	年次計画	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄対策の推進 まちの美化推進住民協定の締結促進 	<ul style="list-style-type: none"> 取組の継続 					まち美化推進課
			進捗状況	<p>(平成 23 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 不法投棄巡回監視パトロールや不法投棄監視カメラ等貸与制度の活用等による不法投棄対策の推進を図った。(不法投棄処理件数と処理量 2,562 件 234 t) まちの美化推進住民協定の締結促進を図った。(住民協定締結団体数 累計 371 団体) <p>(平成 24 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 不法投棄巡回監視パトロールや不法投棄監視カメラ等貸与制度の活用等による不法投棄対策を推進(不法投棄処理件数と処理量 1,954 件 228 t) まちの美化推進住民協定の締結を促進(住民協定締結団体数 累計 381 団体) <p>(平成 25 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記取組のほか、不法投棄監視カメラ等貸与制度の見直しを検討。 						

平成25年度の市会におけるごみ減量関係の質疑

- 暮らし環境委員会（平成25年4月から平成26年3月までに開催された委員会での意見を時系列順に記載）
 - 家庭ごみ有料指定袋について
手数料が高いとの市民の声があり、ごみ減量を目的とした制度であることが市民に十分浸透していないのではないかと考えるが、大量生産、大量消費の時代からモノを大切に作る時代へ転換していく必要があり、しっかりとごみ減量に向けて取り組んでいただきたい。
 - 学校での給食ごみの堆肥化について
ごみ減量に加え、環境教育の観点から積極的に取組を進めてほしい。
 - 有害・危険ごみ等の移動式拠点回収事業について
 - ・ 回収実績や回収品目ごとのリサイクル状況などを、きちんと市民に対して示し、この事業に対する市民の取組意欲を高め、ますます拡大していけるよう取り組んでほしい。
 - ・ こうした事業を通じて、ごみ減量の必要性を真摯に訴えていくことが重要である。
 - ・ 横浜市では、パッカー車の横に電池の回収ボックスを取り付けて、定期収集できるよう工夫しているが、本市においても、定期収集の品目を拡大してはどうか。
 - 小型家電の回収・リサイクルについて
本市では他都市に先駆けて、レアメタルの回収事業に取り組んでおり、引き続き積極的に取組を展開していただきたい。
 - 市民への啓発について
ごみ収集台数やクリーンセンターの数の減などによる経済効果や、温室効果ガス排出削減効果などの市民のごみ減量の取組成果を分かりやすく紹介し、より一層の市民の協力が得られるよう啓発を図っていくべきである。
 - 食べ残し優秀店舗認定制度（モデル事業）について
食べ残しの持ち帰りなどの工夫により生ごみの減量を図る取組を実施しているとのことであるが、保健福祉局とも連携し、衛生面の問題に留意して取り組んでいただきたい。
 - ブックカバーの普及促進について
紙ごみ減量に向けた取組の一つとして、再使用できる「エコブックカバー」の取組を提案するので、書店等への啓発など推進をお願いしたい。
 - 容器包装の削減に関する条例について
 - ・ プラスチック製品の分別の位置付けはどうか。
 - ・ 条例における市民の目標設定について、具体的にどうしていくのか。

- 雑がみの分別について
 - ・ 雑がみの区別が分からないという意見が多い。今後、取組を展開していくに当たっては、イラストを用いる等、丁寧で分かりやすい周知啓発に努めてほしい。
 - ・ 職員が地域に出向いて分別方法等を説明するなど、地道な取組をしっかりと進めていっていただきたい。
 - ・ 生産者責任の観点から、分別しやすい製品開発の促進などにも取り組んでいくべきである
 - ・ 今後構築していく市民・古紙業者・本市による三者協働での分別・リサイクルの仕組みについて、市民や古紙業者任せになることなく、行政が責任を持って着実に取り組んでいくようお願いする。
 - ・ 古紙業者と情報共有して、連携して取り組んでほしい。相談窓口の設置など、古紙業者の負担が大きいと思うので、業者が投げ出さないように進めていく必要がある。
 - ・ コミュニティ回収の未実施地域への説明や、子ども、学生等への分別の働きかけなどはどのように実施していくのか。
 - ・ 紙ごみ分別の周知について、市民しんぶんは情報量が多くて隅々まで読むのが大変であるが、回覧板なら読みやすいと思うので、回覧板を活用してはどうか。
 - ・ 集合住宅での紙ごみの分別があまり進んでいないと感じるので、呼びかけてほしい。
- 容器包装の削減に関する新たな枠組みの構築に向けた中間とりまとめ案について
 - ・ 大量生産、大量消費は、経済活性化の観点からすると必ずしも悪いものではなく、大量廃棄が問題である。トレイについては、ホテルなどの飲食店でも使用されている。また、ラップなどの汚れた容器の分別方法をきちんと周知しているのか。
 - ・ 衛生面の観点から、福祉施設での洗面所等ではタオルではなくペーパーを使っており、衛生面での対策とごみ減量の取組の両立を図っていくことが重要である。
 - ・ 小売業者やイベント主催者に対する義務化の取組として、レジ袋の削減やマイボトルの推奨に関する検討のほか、トレイの削減についても検討するべきではないか。タッパーを利用してトレイの削減につなげることができるのではないか。
 - ・ マイバッグやマイボトルの持参行動が定着していない方の環境意識の向上を図る取組として、マイバッグやマイボトルの持参行動へのインセンティブになるような具体的な対策が必要ではないか。審議会や市民からの意見等を聞きながら踏み込んだ対策を講じるべきである。
 - ・ 容器包装の削減に向けては小売業者の協力が不可欠であり、しっかり協力体制を築き、取組の機運を盛り上げていく必要がある。
 - ・ 小売業者への義務付けを検討しているレジ袋辞退率はどのように把握するのか。現実的な方法があるのか。
 - ・ 祇園祭でのごみの分別で、びんを資源として分別していないのは違和感がある。

■ 平成25年9月市会

○ ごみ減量の推進について

- ・ 本市においても、これらかも積極的に、ペットボトルをはじめ、大切な資源の確保も含めたごみ減量施策の更なる充実を図るべきである。
- ・ 市民に対してごみ減量を訴え、説明し続ける姿勢を持ってほしい。ごみゼロはありえず、ごみ減量は人類永遠の課題であり、都市鉱山の取組やペットボトルの国内で再利用など、ごみも資源となるような取組もしっかり進めてほしい。
- ・ 生ごみや紙ごみの減量に向けてはどのように取り組んでいくのか。
- ・ 今後、新たな分別の義務化は難しいと思うが、まずは雑がみの分別を徹底し、ごみ減量の目標達成に向けて、しっかりと取り組んでほしい。

○ プラスチック製容器包装の分別収集について

- ・ 分別の分かりにくさからまだまだ進んでいないと感じており、一層の取組が必要である。
- ・ プラスチック素材のスプーンは分別収集されないなど、市民には、プラスチック製容器包装の分別が分かりにくいので、分かりやすい仕組みに変更してほしい。国に対して容器包装リサイクル法の改正を働きかけるとともに、京都市独自で変更することはできないのか。

○ 缶・びん・ペットボトルの分別収集について

缶・びん・ペットボトルを混合収集しているが、ごみ減量をさらに進めるために、これらがごみでなく資源であることを市民により実感してもらう必要があるので、本市の人員・コストをかけてでも、分別収集の実施を検討してもらいたい。

○ 地域ごみ減量推進会議について

地域の実情に合わせた自主的な取組を進めるため、取組状況に応じて助成する等の工夫はできないのか。

○ 有料指定袋の種類について

30リットル、10リットル、5リットル袋の販売数は一定同量で推移しているが、45リットル袋の販売数については減ってきている。そこでより一層ごみ減量のインセンティブを働かせるため、45リットル袋を廃止し、40リットル袋を新設してはどうか。

○ 有料指定袋制について

袋の価格を、袋の製造・流通に必要な経費相当分まで値下げすべきである。

○ 審議会等におけるペットボトルの使用抑制について

ごみ排出量を減らす観点から、審議会等の場での委員に対するペットボトル飲料の配布をできるだけやめてほしい。

○ 地域におけるごみ減量の啓発について

学区ごと、町内会ごとに出かけて行って、地域の実情に合わせたごみ減量の取組を一緒にやるのが大事である。エコまちステーションの職員は地域によく入っているが、まち美化事務所の職員もごみを集めるだけでなく、市民と一緒にごみ減量・リサイクルに取り組むことが大事である。

○ レジ袋の削減について

スーパーマーケット等と協力してマイバックの使用を積極的に市民に呼び掛けていくべきである。

■ 26年2月市会

○ 事業ごみの減量について

- ・ 京都市の事業ごみの収集運搬業に係る満足度調査において、ごみ量を把握していないといった回答もあったが、どのように考えているのか。

○ 東部山間埋立処分地の延命策について

- ・ プラスチックを持ち込まなければかなりごみ量が減る。可能性の話になるが、ごみを減らせば、焼却灰も減り、熔融施設がなくても、東部山間埋立処分地が70年活用できるのではないか。

○ ごみの減量について

- ・ 目標を「半減」としたのはなぜか。具体的な行動につながるよう、インセンティブが必要である。例えば、ごみを減らして小さな袋にできたら経済的にもメリットがあるなど、市民の意識が向上するような、分かりやすい工夫をしていくべきである。

○ 容器包装の削減に関する条例について

- ・ 条例となると、市民にとっては堅い印象になるので、「もったいない条例」等の愛称を付けるなど、市民に愛着を持ってもらえるようにしてもらいたい。市民の感覚に訴えるような工夫が必要である。
- ・ 現在検討を進めている容器包装削減に関する条例においては、過剰包装対策にもしっかり取り組んでもらいたい。

○ 集合住宅における分別について

- ・ マンション等の集合住宅では、戸建てに比べて、分別が進んでいないように思われるので、周知徹底を図っていただきたい。

○ 拡大生産者責任について

- ・ 自治体が、ごみ減量施策やごみ処理経費に多額の税金を投入するのも限界があり、生産段階での発生抑制を徹底すべきである。平成12年度に循環型社会形成推進基本法が制定されて以降も、国では、ごみをどう減らし、再利用していくかという議論が放置され、ごみ処理中心の議論になっている。国がなかなか動かない今こそ、本市から声をあげなければならないのではないか。

○ 有料指定袋制について

- ・ 燃やすごみの手数料（1円／リットル）では、その袋のごみを処理するのに必要な経費がまかなえない。収集運搬、焼却、埋立などにかかっている経費について、市民にわかりやすく伝えてほしい。

○ 雑がみの分別について

- ・ 分別した雑がみ等の紙ごみがどのようにリサイクルされていくのか、市民には分かりづらいので、事業実施に当たっては見える化を図ってほしい。

○ 食品廃棄物のリサイクルについて

- ・ 食品事業者のうち、条例に定める特定食品関連事業者はどの程度あり、提出を求めている減量計画書の目標の達成状況はどうか。減量計画書は単に提出するだけでよいものなのか。改善勧告等の強制力を執行することはできるのか。

○ 剪定枝や落ち葉の堆肥化について

- ・ どのようにして取組を進めていくのか。

○ 有料指定袋制について

- 袋の価格を、袋の製造・流通に必要な経費相当分まで値下げすべきである。

第53回京都市廃棄物減量等推進審議会

摘録

【日時】平成26年3月20日（木） 午前10時00分～午前11時50分

【場所】京都ガーデンパレス 2階 祇園

【出席委員】岩谷委員，郡嶋委員，外池委員代理（才寺委員の代理），酒井委員，佐野委員，清水委員，白潟委員，新川委員，高田委員，高月会長，瀬川委員代理（西村委員の代理），原田委員，藤田委員，森委員代理（松崎委員の代理），森田委員，山川委員

【欠席委員】宇津委員，崎田委員，山内委員，山崎委員

I 開会

（事務局）

本日の進め方について少し補足をさせていただく。前回2月14日に開催した第52回審議会において、『「ピーク時からのごみ半減」に向けた新たな施策の在り方』ということで、諮問させていただいたところである。今回はそれに向けて御審議いただくものであり、資料1については、「容器包装の削減に向けた中間とりまとめの策定」ということで、これまで容器包装の削減に関する条例の新たな枠組みについて御検討いただいていたが、この内容を後程御確認いただいた上で、今後、検討の対象をごみ減量全般に広げて、発生抑制から分別リサイクルに至るごみ減量全般に関する新たな方策の条例化の在り方について御審議いただきたいと考えているので、今後の審議に向けて御意見をいただきたい。

資料2は、ごみ量の推移、変遷、ごみ質の現状やごみ減量施策の実施状況など、今後検討を進めていくにあたってごみ減量のポイントとなる課題をまとめたものである。これについて御確認いただきながら、今後の審議に向けた御意見をいただきたいと思っている。

とくに京都には長い歴史の中で培ってきた、「もったいない」という考え方や、「始末のこころ」といった精神文化があるので、それを生かした意識改革や、ビジネススタイル、ライフスタイルの転換に向けて、どのような方策があるのか、また、すべての市民・事業者の皆様が主体的かつ具体的な行動に取り組んでいただくための方策など、色々な考え方をもって、条例化により何を推進していくのかということについて御検討いただきたい。また、今回の資料だけでは足りない情報などもあるかと思うが、今後の審議会、部会での議論に繋げていくため、御意見をいただきながら整理していきたいと思っているので、よろしく願います。

（高月会長あいさつ）

先月、第52回審議会を開催したところなので記憶には新しいと思うが、前回の審議会では、市長からの諮問を受けて、半減プランの見直しと東部山間埋立処分地の延命策について検討を行うこととさせていただいた。今後は、各々部会を立ち上げて御意見をいただく方向で進めていく予定である。本日は次第のとおり、まず容器包装の中間まとめを御確認いただき、その後、今後の半減プランの見直しに向けて、容器包装以外を含めたごみ半

減のための方策について、まずは現状を洗い出して審議を始めさせていただきたいので、よろしく願います。

Ⅱ 報告

容器包装の削減に関する新たな枠組みの構築に向けた中間とりまとめの策定について

(事務局)

資料1（容器包装の削減に関する新たな枠組みの構築に向けた中間とりまとめの策定について）に基づき説明

(森田委員)

資料1-2の6ページに「資源ごみ等の分別意識の向上」とあるが、京都市は高齢者が多いので、「学生等」だけではなく、高齢者の方への周知啓発も重要であると思う。

(郡嶋委員)

高齢者には寝たきりで分別がなかなかできないという方もいらっしゃる。そういった方に対しては、それぞれの団地の管理組合などで手助けをする手法を考えてはいかがか。また、京都市はまごころ収集を実施しているので、何らかのかたちで待遇を充実させていただければと思う。学生は転入者が多いので、学校に協力をいただきながら、ガイダンスのときに京都市のごみの出し方について広報を行うようなことも考えていただけたらと思う。

Ⅲ 議事

1 ごみ減量の現状と課題

(事務局)

資料2（ごみ減量の現状と課題）に基づき説明

(高月会長)

家庭ごみや事業ごみの中にもまだまだ資源化すべきものが混在しているということをお示しいただいた。また、年代別に見ると、若い世代で分別が徹底されていないということも明らかになってきたと思う。ある程度どのようなものを減らして、何を進めるべきかということも課題として出てきたと思うがいかがか。

(高田委員)

雑がみについては、燃やすごみでも業者収集ごみでも分別の余地が大きく、今後1万トン以上の雑がみの減量効果が期待されるということで、26年度から雑がみ回収の仕組みの構築と情報提供をされるということであるが、その中身をお聞きしたい。私も昨年、雑がみ保管袋をいただき雑がみの分別をやったが、実際にやってみるとどれが雑がみなのか、どこに持って行ったらいいのかなど、色々感じるどころがあった。

(事務局)

資料2の17ページに家庭ごみの減量施策実施状況ということで、この事業についてお示ししているが、市内全世帯が①コミュニティ回収の実施、②古紙回収業者の利用、③まち美化事務所による回収のいずれかにより雑がみ等の紙ごみの分別に取り組めるよう、仕組みづくりを進めていくこととしている。取組としては、4つ挙げており、1つ目はまち美化事務所による地域の情報把握と、紙ごみ分別の習慣化のための周知・啓発、2つ目は市民が排出しやすい仕組みづくりということで、コミュニティ回収や古紙回収業者の利用拡大、3つ目は、古紙業者が雑がみも含めて市域を隈なく巡回して回収する仕組みづくり、4つ目は、古紙回収業者もコミュニティ回収もないところに対して、セーフティーネットとしてのまち美化事務所による古紙回収を実施することとしている。このような方針の下で、26年度から紙ごみ回収の仕組みの構築に向けて取組を進めていく。

(高月会長)

先日、ごみ減量推進会議でお配りいただいた雑がみのチラシを委員に回覧していただけないか。

(事務局)

京都市では「ごみ減量・分別ハンドブック」を23年3月に発行しており、その追記版としてタブロイドを作成し、毎年1回、市民しんぶん区版に挟み込んで各戸に配布している。直近で言うと3月15日号に挟み込んで配布しているが、その中でどういうものが雑がみなのかということについても記載したところである。また、コミュニティ回収や古紙回収業者への排出をお願いする内容も記載している。雑がみについては、このような形で、まずは市民しんぶん周知を行ったが、更に来年度はしっかりとPRをしていきたいと考えている。本日は皆様分お持ちできていなくて申し訳ないが、回覧をさせていただく。

(高田委員)

そのチラシも拝見した。また、コミュニティ回収の案内のチラシにも雑がみについて記載があったが、これを見ると細かい紙はほとんど雑がみとして出していいことになっている。本当に入れていいのかという不安感や、分かりにくいという市民の声もあるので、もう少し丁寧に周知をしていただきたい。

古紙回収業者は、雑がみを持って行かれないところもあるが、26年度からは協定を結んで全ての古紙業者に回収していただけるようになるということか。

(事務局)

雑がみの分別については、昨年7月から社会実験を実施しており、実験を始める前に収集の袋とチラシをお配りし、丁寧に説明をして取り組んでいただいたが、実験開始後にアンケートを行ったところ、それでも分かりにくいという意見もあった。来年度から全市へ展開していく中で、できるだけきめ細やかに市民の皆様へ雑がみを知っていただけるよう、取り組んでいきたいと思っている。

古紙回収業者に出しても持って行ってもらえないということについては、来年度からは

安心して持って行ってもらえるような環境づくりも併せて進めていきたいと考えている。

(高月会長)

雑がみについては、現在はリサイクルの技術も上がっている。以前は広告などの色がついているものはダメであったりしたが、現在はフィルムやホッチキスが付いていても大丈夫になっている。そういう意味ではかなり幅広く雑がみとして分けても大丈夫な時代である。それでもやはり本当に出してもいいのか躊躇してしまう部分はあると思うので、その辺りをしっかりとPRしていかなければならないと思う。

(森田委員)

昨年、雑がみについてエコまちステーションの方に教えていただいたが、台紙などの厚紙も雑がみに入るなど、そこで初めてどういうものが雑がみなのかということを理解した。もっとエコまちステーションの方が町内に入って講習を開いたりする必要もあるのではないかなと思う。私もコミュニティ回収をやっているが、雑がみを出している方は少ないように思う。

レジ袋については、断る際にNOと言にくい環境もあるので、レジ袋を不要とする方が意志表示をするための、レジ袋いりません京都市民カードのようなものを作ってはいいかがか。それを希望する市民に配布して、レジ袋の有料化が進んでいない本屋や雑貨屋などでそのカードを提示すれば、レジ袋はいらぬという意思表示ができるようなものがあればいいと思う。また、観光客に対しても、レジ袋をつけないことが京都のおもてなしであるというようなことをPRし、お断りカードを観光案内所に置いて配るなど、そのような仕組みができればいいと思う。それを作ったことが、レジ袋削減のきっかけになればいいと思う。

(郡嶋委員)

森田委員の意見は非常に大事なことであると思う。初めに説明していただいた容器包装の中間まとめは、ビジネススタイルとライフスタイルを変えようというものであったが、次の資料2の説明では、分別ができていないであるとか、リサイクルを進めていこうという内容になっている。もう少し上流での対策をどうするかということに記載するべきであると思う。そうすると森田委員のように実際に取り組みされている方から、こういう工夫ができるというようなアイデアが出てくると思う。ビジネススタイルとライフスタイルの変更だけでなく、リサイクル思考の変更ということで、行政がもう少し上流の考え方に変わっていただく必要があるのではないかなと思う。

資料2を見ると、20代の方はレジ袋をもらう人が多く、コンビニをよく利用するライフスタイルであることが想定できるが、流通と消費の結節点、いわゆる売り方と買い方の問題というのは非常に重要である。また、リサイクルをする前のリサイクルである、『プレサイクル』という視点での考え方も重要である。その結節点でどのようなことができるのか、例えば森田委員の御意見にあったように、実践しようとしてもなかなか勇気がでない方に対して後押しをするような工夫もあるかなと思う。ごみを減らすことに加え、どのようにしてライフスタイルを変えたらよいかという視点での考え方も必要である。例えば、

食べ残しでいうと、ライフスタイルの変更の取組としてエコクッキングがあるが、そのような施策をもう少し挙げていき、それをサポートするために行政がどうしたらよいか考えていくことが重要である。土産屋では、買い物に来る人はだいたい観光客なので、店側は余計に最初から袋を出そうとするが、そういう場面においても、客が袋を辞退しやすいように、店側に取り組んでいただくのも重要であると思う。

(酒井委員)

今日の資料であるが、ごみ処理の現状、あるいは2Rを含めたリサイクルの現状という点では極めて的確に把握できている資料である。次の一手を考える上では、よくできている。それをリサイクル優先の資料と言う必要はなく、仮に郡嶋先生が仰った方向がすでに資料に盛り込まれていれば、この場は必要ないと思う。そういう意味では、まさにそこに向けて、次の一手を考えるためのポイントは非常に的確にお示しいただいていると思う。特に当初は条例を容器包装だけで進めようと考えていたものを、ごみ減量全般を考えるとこの方向に変更した第一歩としては、非常にいいところに来ているのではないかなと思う。まさに次にすべきことが見えてきているのではないかなと思う。

資料の初めにごみ量の推移があるが、なぜ平成元年からの推移をお示しなのか。京都市は長期的にごみ量を把握されているはずである。ここはやはり、もっと過去から遡って示すべきである。そうしなければ、「半減」の意味は見えてこない。少なくともそういう意味では、1950年前後から見て行き、半減というのはどのあたりを目指しているのかということを知るようにするべきである。次のごみ減量の目標を考えるときにも重要なポイントなので、ここはもう少し行政としてポリシーを持ってやっていただきたい。

今回の資料は、燃やすごみ、資源ごみ、大型ごみ、あるいは業者収集ごみの切り口で全部整理されており、ごみ行政のプロの資料であると感じた。もちろんこれは重要で、必要な話であるが、市民の目線からの整理ということも必要である。例えば、製品別、用途別あるいは発生源別という視点での整理が必要ではないかなと思う。その中で、電池や小型家電といった、ごみの質の話がもう少し見えてくるようなかたちで整理をしていただくと、次の一手も見えやすくなると思う。

(事務局)

森田委員からは雑がみの周知について御意見をいただいたが、地域に入って分かりやすく周知するという取組は、26年度の全市展開のメニューに入っており、エコまちステーションだけでなく、まち美化事務所をあげて地域に細かく入って説明させていただくことを考えている。また、レジ袋いりませんカードの話であるが、資料1-2の容器包装の中間まとめの4ページに特に重要と考えられる取組例を挙げており、その中で、「買い物客へのレジ袋の使用辞退を促すレジでの声掛けの実施」ということを入れさせていただいている。声掛けをしっかり実施している店もあれば、何も言わずにすぐにレジ袋に詰めてしまう店もあるので、この辺りを条例で必ず声掛けをしていただくような仕組みが出来ればと考えている。また、店によっては「レジ袋いりませんカード」を置いているが、少し意識の高いお店では、「レジ袋いりますカード」を置いている。現状は環境意識の高い人がひと手間をかけなければならないような状況が多いが、「レジ袋いりますカード」のように、逆

に環境意識の低い人がひと手間かけなければならないというような状況に変えていく必要もあるのではないかと考えている。

郡嶋先生からは、発生抑制の内容が非常に薄いと御指摘があったが、先に御報告した容器包装の中間まとめは発生抑制中心で考えてきているので、発生抑制の要素が強い内容となっている。この中間まとめの中身をたたき台に、これからごみ全般に広げていくという方向で考えているので、発生抑制については、この中間まとめを基にどんなことをやっていけるのかということ、これから御検討いただければ有難い。

酒井先生からはごみ量をもっと昔から遡る必要があるという御意見があったが、ごもっともな御指摘なので、次回の部会以降で補足資料というかたちでお出しさせていただく。また、なぜ平成元年からのごみ量をお示ししたかという、資料2の1ページにあるとおり、昭和62年4月の空き缶分別収集開始が分別収集の走りになるので、ここを一つの基準として、平成元年からお示しさせていただいた。ただ、これ以前は、高度経済成長に合わせるようなかたちで、右肩上がりにごみ量が増えている状況なので、その辺りはまた資料でお示しさせていただきたいと思う。ごみ質を用途別や発生源別で示して欲しいという御意見についても、色々と資料があるので、これも部会に向けて資料を整理させていただきたいと思う。

(山川委員)

資料2の前半で、ごみ質と資源回収量のバランスの話があったが、小売店などの事業者からの生ごみの減り方や、衣類については民間に流れている部分もあるので、量的にどのくらい2Rやりサイクルされているのかなどの情報があれば、今後そろえていただければ有難いと思う。

(高田委員)

昨年、消費者教育推進法が成立し、また3月には京都府で消費者教育推進計画ができて、京都市においても消費者教育推進計画について審議会の部会を中心に審議されているようである。容器包装の中間まとめでは、ビジネススタイル、ライフスタイルの転換ということが言われているが、ごみだけでなく、暮らし全般のことなので、市民の暮らしに沿った施策ということで、その辺りとよく連動していきながら進めていただければと思う。

(清水委員)

今後の議題かもしれないが、資料1-2について、小売業者で規模の大きい事業者と小さい事業者では不公平感がどこにあると思うが、対策として検討してもらえるということなので非常に興味はある。全体としては、まだまだごみを減らせる余地はあると感じているので、今後審議が進んでいく中で、意見を出していきたいと思う。

(新川委員)

雑がみの社会実験は京都環境事業協同組合（以下「組合」という。）としても協力させていただき、許可業者収集マンションにも協力いただけたのが特徴だったと思う。

資料2の12ページでは、生ごみが未だに多いとあるが、生ごみは持って行き先がない

というのが現状である。雑がみについては、まだ家庭ごみも分別を実施していないので多いというのは分かるが、マンションの古紙は本当にこんなに多いものなのかと思う。また、事業所からの缶・びん・ペットボトルも多いとのことであるが、組合としては不適正に排出されたものは持って行かないなどして努力している。それだけ言われると、許可業者はクリーンセンターにひどいものを持って行っていると受け取られる方もいると思う。昔と比べると今はかなり良くなっているので、昔とこんなに違うということや、許可業者が努力しているというのも分かっていたきたい。我々は、展開調査もあるので、不適正に排出されたものは積まないようにして指導している。ただし、排出事業者で悪質なところは、包み込んで隠して出しており、それをクリーンセンターに持っていくと、ダメであると指導される。事業所の中でも意識がかなり低いところがある。事業所から排出されたものが全て許可業者の責任であるかのように言われるのは、考えていただきたいところである。組合としては、日々努力しているつもりである。

(岩谷委員)

プラスチック製容器包装の分別実施率が低いが、その中にクッション材や透明パックが挙がっている。私の周辺で耳にしたことがあるが、「プラ」という表示がないものは資源ごみに入れないという声がある。当然そんなことはないということはその方には申し上げたが、一般的にそういう風潮があるように思うので、そのことの現れではないかと思う。これについては、もう少し啓発を徹底してやっていただければ改善されると思うので、よろしく願います。

(事務局)

プラスチック製容器包装であるが、これは非常に分かりにくいものであり、法律が容器包装だけをターゲットにしたものであるということも、市民の方には理解し難いと思う。「プラ」マークがついていないものは一律でダメであるということをやられているとのことであったが、基本的には「プラ」マークがついているものを入れていただくよう、周知している。中にはプラスチック製容器包装であってもプラマークがついていないものがあるが、プラスチック製容器包装であると判断していただけるものは、マークが付いていなくても出していただける。例えば、外袋だけに「プラ」マークがついていて、中袋にはついていない商品はそうである。分別が徹底できていないという現状については、課題として出させていただいているので、どうしたら徹底できるのかということは、審議会でも御意見をいただきながら今後検討していきたい。

雑がみの社会実験については、1万1千世帯を対象に実施した中で、約1千世帯くらいは許可業者収集マンションにも御協力いただいております。業者収集の分別率は、決して市収集に比べて悪いとは思っていない。雑がみについても、どちらかというところ許可業者の方が混入の比率は低い状況になっており、むしろ古紙は優秀ではないかと思っている。市収集にも缶・びん・ペットはまだ入っており、プラもたくさん入っている。事業者の生ごみは持って行き先がないということについては、生ごみのリサイクル施設が京都市の周りにいくつかある中で、クリーンセンターの搬入手数料よりリサイクル費用の方がまだまだ高いので、なかなか持っていくインセンティブが働かないということがある。また、

分別するにも手間がかかるので、その辺りをどれくらいの範囲であればいいのか、何かよい仕組みがないのかということも、今後議論の一つになるのではと思っているので、よろしく願います。

清水委員からは小売業者の小規模の事業者と大規模の事業者の不公平感ということで御意見があったが、今回の容器包装のまとめの中でも、対象店舗の面積を400㎡まで下げ、報告義務を課すなど、今まで容器包装リサイクル法などで義務等が少ない、できるだけ小さい規模の事業者にも御協力いただく仕組みができないのかということも意識して考えているところである。

消費生活の関係の話であるが、容器包装の検討をしていく中で、消費生活総合センターとは情報共有しながら進めており、引き続き連携して進めていきたいと思っているので、よろしく願います。

山川委員から御意見のあった発生抑制の効果について、市が収集しているルート以外に流れている量と合わせて評価すべきというところは部会に向けて資料作成を頑張りたいと思うので、お知恵をお貸しいただくようよろしく願います。

(白湯委員)

排出事業者の立場で潜在的な課題を発言させていただく。これは当社の事例であるが、事業系一廃と産廃のすみわけがそんなに明確でないというところがある。産廃であるが一廃に入れてもチェックが入るわけではないので、そこがグレーゾーンとなっており、これは行政の方も問題があると認識されていると思う。また、事業者は長く事業を行っている中で、収集運搬業者、処理業者の方と契約を結んでおり、契約の内容が従量制であると、ごみを減らせば支払額を減らすことができるが、回数などによる定額制になってくると、そちらの方にどれだけ入れようが金額は一緒になる。そうすると、どうしても産廃の方が分ける手間もお金もかかるので、きちんと分けられていないということがある。それならということで、収集運搬業者に従量制を申し入れたらどうかという話になるが、言うのは簡単であるが、やはり長い付き合いなので、変えにくいという実態がある。ここは事業者としては悩ましいところであり、実態としては変えにくいところである。

(新川委員)

産廃を一廃の中に入れて出すというのは、変えていただかなければならない。収集運搬事業者の名前を言ってもらえれば、組合として指導をするので教えていただきたい。契約についても、悩ましいことは何にもない。お客さんが自由に選んでもらったらよい。長い付き合いだから言えないというのはお客さんの考えであって、不満があれば行政や組合に言えばそれなりに対処はさせていただく。

2 今後の検討の進め方(案)

(事務局)

資料3(今後の検討の進め方(案))に基づき説明

(高月会長)

今後、今日の意見と資料を基に、部会で更なるごみ減量に向けた方策について御議論いただきたいと思います。事務局から提案があったように、また前回の審議会でも述べさせていただいたように、この部会は酒井先生を部会長にお願いして、これから人選も含めて立ち上げていきたいと思う。もう一つの東部山間延命策の部会は昨日開催されたが、こちらはすでに動いている。今後半減プランの方の部会も立ち上げて、議論を深めていただきたいと思いますので、その際に、検討していただきたいことがあれば、御意見を承るのでよろしくお願いする。

IV 閉会

(事務局閉会あいさつ)

本日も長時間にわたり御議論いただき、お礼を申し上げます。具体的な内容として、雑がみについて色々とお意見をいただいた。私の方から少し補足をさせていただくと、具体的な取組の1つとして、古紙回収業者の方々に取組宣言をお願いするというを進めている。どういうことかということ、古紙回収業者に雑がみだけを持って帰ってもらえないということがこれまであったかと思うが、回収に御協力いただける古紙業者の方に取組宣言をしていただき、回収する車には、それがわかるようなものを貼ってもらうということを考えている。市民の方々が見ても、この回収業者は雑がみを持って帰ってもらえるというのがわかるようにする。古新聞については、京都市域において9割近く分別が出来ているが、それに対して雑がみというのは意識されていないのが現状である。そういった中で、雑がみもリサイクルに回るということを継続して発信し、市民の皆様には御協力いただこうと考えており、その取組を強化していく予定である。大阪市や津市が紙ごみの分別収集を開始したが、両方とも行政回収の取組である。本市の場合は、昔から根付いている民間のシステムを活用するというので、古紙回収業者に持って帰っていただくことを大前提に考えた取組である。その大きな柱として、コミュニティ回収を広げていきたいと考えており、加えてそれになかなか参加できない方については、巡回している古紙回収業者に直接出していただけるようにするというものである。この考え方に御協力いただき、古新聞と同じくらいの分別実施率になるように、力を入れて取り組んでいきたいと考えている。

また、今日の議論では、上流対策にもっと力を入れなければならないということや、流通と消費の結節点が重要であるという御意見もいただいた。また、市民目線での資料作りも必要ではないかという御意見など、私どもとして常に頭に置いておかなければならない、貴重な御意見をたくさんいただいた。今後、部会を開催する予定であるが、また6月と9月にも審議会本会を開催させていただくということで、すでに予定を組ませていただいているので、引き続き皆様には御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。